



○所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）（附則第三十五条関係）

.....

改正案	現行
<p>産業競争力強化法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進</p> <p>第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二―第十四条）</p> <p>第二節 新技術等効果評価委員会（第十四条の二―第十四条の六）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>第二節 事業再編の円滑化（第二十二条―第四十八条）</p> <p>第三節 事業再生の円滑化（第四十九条―第六十五条）</p> <p>第四節 場所の定めのない株主総会等の活用（第六十六条）</p> <p>第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条―第七十九条）</p> <p>第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第八十条―第八十五条）</p> <p>第二節 設立（第八十六条―第九十一条）</p> <p>第三節 管理（第九十二条―第一百条）</p>	<p>産業競争力強化法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条―第十四条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>第二節 事業再編の円滑化（第二十二条―第四十八条）</p> <p>第三節 事業再生の円滑化（第四十九条―第六十五条）</p> <p>第四節 事業活動における知的財産権の活用（第六十六条）</p> <p>第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条―第七十九条）</p> <p>第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第八十条―第八十五条）</p> <p>第二節 設立（第八十六条―第九十一条）</p> <p>第三節 管理（第九十二条―第一百条）</p>

第四節 業務（第百一条―第百十四条）

第五節 国の援助等（第百十五条）

第六節 財務及び会計（第百十六条―第百二十条）

第七節 監督（第百二十一条―第百二十三条）

第八節 解散等（第百二十四条・第百二十五条）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第百二十六条―第百三十二条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第百三十三条―第百

四十条）

第六章 雑則（第百四十一条―第百五十条）

第七章 罰則（第百五十一条―第百六十二条）

附則

## 第一章 総則

第一条 （略）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は第十条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事

第四節 業務（第百一条―第百十四条）

第五節 国の援助等（第百十五条）

第六節 財務及び会計（第百十六条―第百二十条）

第七節 監督（第百二十一条―第百二十三条）

第八節 解散等（第百二十四条・第百二十五条）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第百二十六条―第百三十二条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第百三十三条―第百

四十条）

第六章 雑則（第百四十一条―第百五十条）

第七章 罰則（第百五十一条―第百六十二条）

附則

## 第一章 総則

第一条 （略）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

業活動について適用されるものをいう。

3| この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一| 新技術等（我が国において産業競争力を特に強化すべき事業分野に属する事業活動において用いようとする革新的な技術又は手法であつて、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下この号、第八条の二第三項第四号及び第八条の三第三項において「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

二| 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

4| 5| (略)

6| この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第九項において同じ。）であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部か

(新設)

3| 4| (略)

5| この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第八項において同じ。）であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部か

らの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

7| 5| 11| (略)

12| この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ 5| フ (略)

ワ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十二項において同じ。）に対する出資

カ (略)

二 (略)

13| 5| 31| (略)

第三条 5| 第五条 (略)

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例

措置の整備等及び規制改革の推進

第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

(基本方針)

第五条の二 政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ

らの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

6| 5| 10| (略)

11| この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ 5| フ (略)

ワ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十一項において同じ。）に対する出資

カ (略)

二 (略)

12| 5| 30| (略)

第三条 5| 第五条 (略)

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び

規制改革の推進

(新設)

(新設)

効果的な推進を図るための基本的な方針（以下この条、第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新技術等実証及び新事業活動の意義に関する事項

二 新技術等実証及び新事業活動の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

（新たな規制の特例措置の求め）

第六条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏ま

（新たな規制の特例措置の求め）

第六条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る

えた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき認めるとき、又は適当でないとき認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たっては、新技術等効果評価委員会（第十四条の二の新技術等効果評価委員会をいう。以下この節において同じ。）の意見を聴くものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たって必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）の所管する法律、政令又は主務省令に係るものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、当該他の関係行政機関の長に新たな規制の特例措置の整備を要請するとともに、その旨を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることとするときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該要請をした主務大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。



(削る)

(削る)

(解釈及び適用の確認)

第七条 新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証又は新事業活動及びこれに関連する事業活動（以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。）に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この節及び第四百七十七条第一項において同じ。）の規定の解釈並びに当該新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

(削る)

6| 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該

要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講じないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該要請をした主務大臣に通知するものとする。

7| 前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認)

第七条 新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

3| 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞

(削る)

第八条 (略)

(新技術等実証計画の認定)

第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画(以下「新技術等実証計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新技術等実証の目標

二 次に掲げる新技術等実証の内容

イ 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

ロ 第二条第三項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた主務大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

第八条 (略)

(新設)

- 八 第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法
- 三 新技術等実証の実施期間及び実施場所
- 四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
- 五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 第二条第三項第二号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
- 七 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容
- 八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。
  - 一 基本方針に照らし適切なものであること。
  - 二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
  - 三 当該新技術等実証計画の内容及びこの法律に基づく命令に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

(認定証の交付等)

第八条の三 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者(以下「認定新技術等実証実施者」という。)に対し、認定証を交付するものとする。

(新設)

2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
い。

一 認定の年月日

二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨

3 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。

4 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(新技術等実証計画の変更等)

第八条の四 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。

(新設)

2 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技

術等実証計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定新技術等実証計画」という。）に従って新技術等実証を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定新技術等実証計画が第八条の二第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定新技術等実証実施者に対して、当該認定新技術等実証計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、前二項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。

5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。

6 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。

（新事業活動計画の認定）

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2  
（略）

（新事業活動計画の認定）

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第四百四十九条において「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2  
（略）

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置(新事業活動に係るものに限る。)の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

五 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二・三 (略)

(削る)

5 | (略)

(新事業活動計画の変更等)

第十条 (略)

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 第十一条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

五 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(新設)

一・二 (略)

5 | 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項(他の関係行政機関の長が所管する第十一条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置に係るものに限る。)が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、同号に掲げる事項について当該他の関係行政機関の長の同意を得るものとする。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、当該政令又は主務省令で定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

6 | (略)

(新事業活動計画の変更等)

第十条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、認定新事業活動計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定新事業活動実施者に対して、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知するとともに、公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(情報の提供等)

第十一条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間又は認定新事業活動実施者が新事業活動を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第十二条 認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ

2 (略)

3 主務大臣は、認定新事業活動計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定新事業活動実施者に対して、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

(新設)

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(新設)

(政令等で規定された規制の特例措置)

第十一条 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

れ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(削る)

(規制の特例措置の見直し)

第十三条 主務大臣(第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、第四百四十四条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

(規制改革の推進)

第十四条 主務大臣(第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置若しくは第七条第一項の規定による求めに係る法律及び法律に基づく命令又は第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、新技術等又は新事業活動等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化業務)

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新事業活動を円滑化するため、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十六条及び第一百一条第一項第六号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(規制の特例措置の見直し)

第十三条 第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第四百四十四条第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

(規制改革の推進)

第十四条 第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩



、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(削る)

## 第二節 新技術等効果評価委員会

(新技術等効果評価委員会)

第十四条の二 次に掲げるものを行うため、内閣府に、新技術等効果評価委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

- 一 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 二 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 三 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

(所掌事務)

第十四条の三 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に

和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、第四百四十四条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

3 委員会は、前項の勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。

(委員)

第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

第十四条の五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは新事業活動計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第十四条の六 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用  
支援事業の促進

(新設)

(新設)

(新設)

### 第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用  
支援事業の促進

(特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関以下同じ。)に協議するものとする。

5 (略)

第十六条〜第十八条 (略)

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画(以下この条、次条及び第百四十七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2・4 (略)

(特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 (略)

第十六条〜第十八条 (略)

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画(以下この条、次条及び第百四十七条第一項第二号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2・4 (略)

第二十条・第二十一条（略）

## 第二節 事業再編の円滑化

第二十二条～第三十一条（略）

（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

第三十二条（略）

2～4（略）

5 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第

第二十条・第二十一条（略）

## 第二節 事業再編の円滑化

第二十二条～第三十一条（略）

（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

第三十二条（略）

2～4（略）

5 社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十九条第一項第四号の期日

百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条～第三十五条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百一条第一項第六号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一・二 (略)

第三十七条～第四十八条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

第四十九条～第六十五条 (略)

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社(以下こ

又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条～第三十五条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一・二 (略)

第三十七条～第四十八条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

第四十九条～第六十五条 (略)

第四節 事業活動における知的財産権の活用

第六十六条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出

の条において「上場会社」という。）は、株主総会（種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会。以下この項及び次項において同じ。）とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することと資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。

2| 前項の規定による定款の定めがある上場会社の取締役（会社法第二百九十七条第四項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）が場所の定めのない株主総会を招集する場合（その招集の決定の時に前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。）における同法第二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九条第四項、第三百十七條並びに第三百十八條第一項（これらの規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十八 条第一項各号	次に掲げる事 項	次に掲げる事項及び株主の 利益の確保に資するものと
------------------	-------------	------------------------------

願に係る特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七條第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者（同法第九條の二第一項の政令で定める者を除く。次項において同じ。）であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2| 特許庁長官は、前項に規定する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

3| 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）をする者が同項に規定する要件に該当する者（同法第十八條の二の政令で定める者を除く。）であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八條第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

列記以外の部分	第二百九十八 条第一項第一 号	第二百九十八 条第四項	第二百九十九 条第四項	第二百十七 条
場所	第一項各号に 掲げる事項	前条第一項各 号に掲げる事 項	決議があつた 場合には	決議があつた 場合には
して経済産業省令・法務省 令で定める事項	株主総会を場所の定めのない 株主総会とする旨	産業競争力強化法（平成二 十五年法律第九十八号）第 六十六条第二項の規定によ り読み替えて適用する第一 項各号に掲げる事項及び同 項の経済産業省令・法務省 令で定める事項	産業競争力強化法第六十六 条第二項の規定により読み 替えて適用する前条第一項 各号に掲げる事項その他経 済産業省令・法務省令で定 める事項	決議があつた場合（場所の 定めのない株主総会の議事 における情報の送受信に用 いる通信の方法に係る障害

<p>第三百四十二 条の二第三項 及び第三百四 十五条第三項</p>	<p>第二百九十八 条第一項第一 号に掲げる事 項</p>	<p>産業競争力強化法第六十六 条第二項の規定により読み 替えて適用する第二百九十 八条第一項第一号に掲げる 事項その他経済産業省令・ 法務省令で定める事項</p>	<p>第三百十八 条第一項</p>	<p>法務省令</p>	<p>経済産業省令・法務省令</p>	<p>により当該議事に著しい支 障が生じる場合には当該場 所の定めのない株主総会の 議長が当該場所の定めのない 株主総会の延期又は続行 を決定することができる旨 の決議があるときに、当該 決議に基づく議長の決定が あつた場合を含む。）には</p>
--	---	--	-----------------------	-------------	--------------------	---

3 |

第一項の規定による定款の定めがある上場会社についての会  
社法第二十九条、第三百四十八条第三項、第三百九十九条の十  
三第五項、第四百十六條第四項、第四百八十二條第三項及び第  
四百九十一條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる  
同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄  
に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定め



る。

第二百九条	第三百四十八 条第三項第三 号及び第四百 八十二条第三 項第三号		
違反しないもの	含む。に掲げる	事項	規定中
違反しないもの並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十六条第一項に規定する事項	含む。に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の経済産業省令・法務省令で定める	事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項の経済産業省令・法務省令で定める事項	規定並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規

定により読み替えて適用するこの法律の規定中

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十五条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。)であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十項に規定する技術等情報漏えい防止措置認

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十五条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。)であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第十九項に規定する技術等情報漏えい防止措置認

証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第七十七条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二十項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第七十九条 (略)

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

第八十条〜第八十五条 (略)

第二節 設立

第八十六条〜第九十一条 (略)

第三節 管理

証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第七十七条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第十九項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第七十九条 (略)

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

第八十条〜第八十五条 (略)

第二節 設立

第八十六条〜第九十一条 (略)

第三節 管理

第九十二条～第一百条 (略)

#### 第四節 業務

第一百一条～第九十九条 (略)

(有価証券の譲渡その他の処分等)

第一百十条 (略)

2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和十六年三月三十一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和十六年三月三十一日まででなければならない。

第一百十一条 (略)

(機構による特定株式の譲受け)

第一百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十三項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有

第九十二条～第一百条 (略)

#### 第四節 業務

第一百一条～第九十九条 (略)

(有価証券の譲渡その他の処分等)

第一百十条 (略)

2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十六年三月三十一日まででなければならない。

第一百十一条 (略)

(機構による特定株式の譲受け)

第一百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十二項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有

するものとみなす。

2～5 (略)

第百十三条・第百十四条 (略)

第五節 国の援助等

第百十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第百十六条～第百二十条 (略)

第七節 監督

第百二十一条～第百二十三条 (略)

第八節 解散等

第百二十四条・第百二十五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

第百二十六条 (略)

するものとみなす。

2～5 (略)

第百十三条・第百十四条 (略)

第五節 国の援助等

第百十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第百十六条～第百二十条 (略)

第七節 監督

第百二十一条～第百二十三条 (略)

第八節 解散等

第百二十四条・第百二十五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

第百二十六条 (略)

(創業支援等事業計画の認定)

第二百二十七条 (略)

2 (略)

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の方が実施する創業支援等事業がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ハ (略)

ニ 創業支援等事業(第二条第二十六項第二号に係るものに限る。)の実施に当たり、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあつては、当該連携に関する事項

四 (略)

4・5 (略)

第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第二十五項第一号、第三号及び第

(創業支援等事業計画の認定)

第二百二十七条 (略)

2 (略)

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の方が実施する創業支援等事業がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ハ (略)

ニ 創業支援等事業(第二条第二十五項第二号に係るものに限る。)の実施に当たり、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあつては、当該連携に関する事項

四 (略)

4・5 (略)

第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第二十四項第一号、第三号及び第

五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについては、同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十五項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円(当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ二千万円及び八千万円(創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ二千万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二十五項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険

五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについては、同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十四項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円(当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ二千万円及び八千万円(創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ二千万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二十四項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険

にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十五項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十五項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)  
4・5 (略)

第三百三十条・第三百三十一条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第三百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受

にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十四項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十四項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)  
4・5 (略)

第三百三十条・第三百三十一条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第三百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受



けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二十九条の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二十条第十項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） <u>第二</u> 条第二十九項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく債務の額（中小

けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二十八条の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第九条第十項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） <u>第二</u> 条第二十八項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく債務の額（中小

(略)	(略)	(略)	企業者の外国関係法人（同法第二条第十項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）
-----	-----	-----	---

第二節 中小企業再生支援体制の整備

第三百三十三条～第四百十条 (略)

第六章 雑則

(資金の確保)

第四百四十一条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特別事業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特別事業再編計画に従って事業再編若しくは特別事業再編のための措置を行い、又は認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認

(略)	(略)	(略)	企業者の外国関係法人（同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）
-----	-----	-----	---

第二節 中小企業再生支援体制の整備

第三百三十三条～第四百十条 (略)

第六章 雑則

(資金の確保)

第四百四十一条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特別事業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特別事業再編計画に従って事業再編若しくは特別事業再編のための措置を行い、又は認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業

定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画若しくは認定創業支援等事業計画に従って新技術等実証、新事業活動、特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 (略)

第四百四十二条・第四百四十三条 (略)

(報告の徴収)

第四百四十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

(削る)

2 | 5 | (略)

組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画若しくは認定創業支援等事業計画に従って新事業活動、特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 (略)

第四百四十二条・第四百四十三条 (略)

(報告の徴収)

第四百四十四条 主務大臣は、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 | 第六条第三項の関係行政機関の長は、認定新事業活動実施者に対し、当該規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

3 | 6 | (略)

第四百四十五条・第四百四十六条 (略)

(主務大臣等)

第四百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 第六条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

二 第七条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された新技術等に係る事業を所管する大臣並びに新技術等実証計画に記載された第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

四 新事業活動計画に関する事項 新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九条第三項第四号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

五 五十一 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条の二第三項、第九条第三項及び第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引

第四百四十五条・第四百四十六条 (略)

(主務大臣等)

第四百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 新事業活動に関する事項 新事業活動に係る事業を所管する大臣

(新設)

(新設)

(新設)

二 五十八 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第六条第二項及び第三項、第九条第三項及び第五項並びに第十一条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人

委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)  
又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

#### 第四百四十八条 (略)

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百四十九条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)  
又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

#### 第四百四十八条 (略)

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百四十九条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第百五十条 (略)

第七章 罰則

第百五十一条〜第百五十五条 (略)

第百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百四十四条第一項又は第三項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 (略)

第百五十七条〜第百六十二条 (略)

第百五十条 (略)

第七章 罰則

第百五十一条〜第百五十五条 (略)

第百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百四十四条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 (略)

第百五十七条〜第百六十二条 (略)

改正案	現行
<p>産業競争力強化法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進</p> <p>第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二―第十四条）</p> <p>第二節 新技術等効果評価委員会（第十四条の二―第十四条の六）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 新たな事業の開拓</p> <p>第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第二十条の二―第二十一条の十一）</p> <p>第三款 研究開発施設等の活用（第二十一条の十二）</p> <p>第一節の二 事業適応の円滑化（第二十一条の十三―第二十条の二十八）</p> <p>第二節 事業再編の円滑化（第二十二条―第四十六条）</p> <p>第三節 事業再生の円滑化（第四十七条―第六十五条の六）</p>	<p>産業競争力強化法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進</p> <p>第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二―第十四条）</p> <p>第二節 新技術等効果評価委員会（第十四条の二―第十四条の六）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 事業再編の円滑化（第二十二条―第四十八条）</p> <p>第三節 事業再生の円滑化（第四十九条―第六十五条）</p>

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用（第六十六条）  
第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条—第七十九条）

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則（第八十条—第八十五条）

第二節 設立（第八十六条—第九十一条）

第三節 管理（第九十二条—第一百条）

第四節 業務（第一百一条—第一百四十四条）

第五節 国の援助等（第一百五十五条）

第六節 財務及び会計（第一百六十六条—第二百二十条）

第七節 監督（第二百二十一条—第二百二十三条）

第八節 解散等（第二百二十四条・第二百五十五条）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第二百二十六条—第三百三十二条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第三百三十三条—第四百十条）

第六章 雑則（第四百十一条—第五百十条）

第七章 罰則（第五百十一条—第六十二条）

附則

第一章 総則

第一条（略）

（定義）

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用（第六十六条）  
第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条—第七十九条）

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則（第八十条—第八十五条）

第二節 設立（第八十六条—第九十一条）

第三節 管理（第九十二条—第一百条）

第四節 業務（第一百一条—第一百四十四条）

第五節 国の援助等（第一百五十五条）

第六節 財務及び会計（第一百六十六条—第二百二十条）

第七節 監督（第二百二十一条—第二百二十三条）

第八節 解散等（第二百二十四条・第二百五十五条）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第二百二十六条—第三百三十二条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第三百三十三条—第四百十条）

第六章 雑則（第四百十一条—第五百十条）

第七章 罰則（第五百十一条—第六十二条）

附則

第一章 総則

第一条（略）

（定義）



第二条 (略)

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についてのこの法律又は他の法律に規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は第十条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

3・4 (略)

5 この法律において「産業活動における新陳代謝」とは、産業活動において、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための事業活動が行われることをいう。

6 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第十五項において同じ。）であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

7 (略)

8 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源を

第二条 (略)

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は第十条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

3・4 (略)

5 この法律において「産業活動における新陳代謝」とは、産業活動において、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための事業活動が行われることをいう。

6 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第九項において同じ。）であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

7 (新設)

8 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源を

いう。

9| この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

10| (略)

11| この法律において「革新的技術研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行つた革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

12| この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの

二 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの

(新設)

8| (略)

(新設)

(新設)

三 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

13| この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（前項第三号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。

14| この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応（第十二項第三号に該当するものに限る。）を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。

15| 16| (略)  
(削る)

17| この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ〜フ (略)

ワ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十六項において同じ。）に対する出資

(新設)

(新設)

9| 10| (略)  
11| この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。

12| この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ〜フ (略)

ワ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十二項において同じ。）に対する出資

カ (略)

二 (略)

(削る)

カ (略)

二 (略)

13 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であつて、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ 株式交付

ロ 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

ハ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

二 新事業活動であつて、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 前号イからハまでに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（ロ及びハにお

18・19 (略)

20| この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者をいう。第四十七条において同じ。）であって、同条第一項の認定を受けたものをいう。

21| この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第四十七条第一項第二号において同じ。）であって、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。

14・15 (略)

16| この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者をいう。第四十九条において同じ。）であって、同条第一項の認定を受けたものをいう。

17| この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第四十九条第一項第二号において同じ。）であって、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。

いて「関係事業者等」という。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用して行う事業活動であって、第二十二条第二項第五号に規定する事業分野におけるもの  
ロ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、第二十二条第二項第六号に規定する商品又は役務に係るもの

ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、前号イからハまでに掲げる措置により中核的事业（当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。）の売上高その他の経済産業省令で定める指標（以下このハにおいて「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事业に係るもの

## (基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行われなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役員に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業

## (基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行われなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役員に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業

適応、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例  
措置の整備等及び規制改革の推進

第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

第五条の二（第八条の四）（略）

（新事業活動計画の認定）

第九条（略）

2（略）

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（三）（略）

四 この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二条の規定による政令若しくは主務省令で規定された規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

五（略）

4・5（略）

第十条・第十一条（略）

再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例  
措置の整備等及び規制改革の推進

第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

第五条の二（第八条の四）（略）

（新事業活動計画の認定）

第九条（略）

2（略）

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（三）（略）

四 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

五（略）

4・5（略）

第十条・第十一条（略）

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2| 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）の通知又は承諾について準用する。

3| 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条第二項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。

4| 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用す

(新設)



る。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

第十一条の三 主務大臣は、第九条第三項第四号に掲げる事項と

して前条に規定する規制の特例措置を記載した新事業活動計画について第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。

2| 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3| 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

4| 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従って実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5| 主務大臣は、第十条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

第十二条～第十四条（略）

（新設）

第十二条～第十四条（略）

第二節 新技術等評価委員会

第十四条の二（第十四条の六）（略）

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 新たな事業の開拓

第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

（特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針）

第十五条 経済産業大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては、次項第三号に掲げる事項に限る。）は、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（以下この款において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 （略）

二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項

三 （略）

第二節 新技術等評価委員会

第十四条の二（第十四条の六）（略）

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

（新設）

（特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針）

第十五条 経済産業大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては、次項第二号に掲げる事項に限る。）は、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（以下この条、次条第三項第一号及び第十九条第三項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 （略）

（新設）

二 （略）

35 (略)

第十六条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新事業開拓投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 (略)

4 (略)

第十七条 (略)

(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)

第十七条の二 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者(投資事業有限責任組合を含む。)は、当該外部経営資源活用促進投資事業に関する計画(以下この条、次条及び第四百四十九条において「外部経営資源活用促進投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 外部経営資源活用促進投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事

35 (略)

第十六条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新事業開拓投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定新事業開拓投資事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 (略)

4 (略)

第十七条 (略)

(新設)

業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項

二 外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期

三 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その外部経営資源活用促進投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の内容を公表するものとする。

（外部経営資源活用促進投資事業計画の変更等）

第十七条の三 前条第一項の認定を受けた者（当該者が組合契約によって投資事業有限責任組合（当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。）を成立させた場合にあっては、当該投資事業有限責任組合。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業者」という。）は、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画を変更しようとするとき

（新設）

は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2| 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業者が当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業計画」という。）に従って外部経営資源活用促進投資事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3| 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定外部経営資源活用促進投資事業者に対して、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4| 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5| 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第十七条の四 認定外部経営資源活用促進投資事業者（当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、その組合員）は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人（新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（同条第一項第三号に規定する

（新設）

指定有価証券をいう。第三十三条第一項において同じ。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約して成立した投資事業有限責任組合の組合員（認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、同項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員）に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務）

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業を円滑化するため、認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従って特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金及び認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業円滑化業務）

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定新事業開拓投資事業を円滑化するため、認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従って特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

保証の業務を行う。

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画(以下この条、次条及び第四百四十七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 (略)

4 (略)

第二十条・第二十一条 (略)

第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画(以下この条、次条及び第四百四十七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定研究成果活用支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 (略)

4 (略)

第二十条・第二十一条 (略)

(新設)

〔革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針〕

第二十一条の二 経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（以下この款において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2| 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項  
二 革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金の調達の方法に関して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び指定金融機関等（第二十一条の六第一項の規定により指定された指定金融機関等をいう。次条第二項第二号及び第二十一条の五において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

三| その他革新的技術研究成果活用事業活動に関する重要事項  
3| 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4| 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5| 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

〔革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定〕

第二十一条の三 革新的技術研究成果活用事業活動を実施しようとする新事業開拓事業者は、当該革新的技術研究成果活用事業

（新設）

（新設）



活動に関する計画（以下この条、次条及び第四百四十九条において「革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2| 革新的技術研究成果活用事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 革新的技術研究成果活用事業活動の内容及び実施時期

二| 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法（当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称を含む。）

3| 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一| 実施指針に照らし適切なものであること。

二| 当該革新的技術研究成果活用事業活動計画に係る革新的技術研究成果活用事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

（革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更等）

第二十一条の四 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2| 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施

（新設）

者が、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。）に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3| 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に対して、当該認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4| 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う革新的技術研究成果活用事業活動円滑化業務）

第二十一条の五 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、革新的技術研究成果活用事業活動を円滑化するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除き、指定金融機関等が引き受けるものに限る。）及び当該資金の借入れ（指定金融機関等が貸し付けるものに限る。）に係る債務の保証の業務を行う。

（指定金融機関等の指定）

第二十一条の六 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところ

（新設）

（新設）

- により、革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を貸し付ける業務（以下「革新的技術研究成果活用事業活動支援業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者（投資事業有限責任組合を含む。）を、その申請により、指定金融機関等として指定することができる。
- 一 金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者で政令で定めるものであること。
  - 二 次項に規定する業務規程が、法令及び実施指針に適合し、かつ、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
  - 三 人的構成に照らして、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。
- 2| 前項の規定による指定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、実施指針に即して革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に関する規程（次項及び第二十一条の八において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 3| 業務規程には、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。
- 4| 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。
- 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、罰

金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 役員等（法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。ロにおいて同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関等が第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（新設）

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十一条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十一条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

2| 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一| 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二| その指定に関し不正の行為があつたとき。

三| この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3| 経済産業大臣は、前二項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の十一 指定金融機関等について、第二十一条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行つた革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

第三款 研究開発施設等の活用

第二十一条の十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む。)及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務

(新設)

(新設)

(新設)

の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利用（鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

第一節の二 事業適応の円滑化

（実施指針）

第二十一条の十三 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）は、事業適応の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成長発展事業適応（第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第一項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 成長発展事業適応の促進の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項

ロ 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項

ハ 成長発展事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下こ

（新設）

（新設）

- 
- の項並びに第二十一条の十七第一項第一号及び第二号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項
- 二 その他成長発展事業適応に関する重要事項
- 二 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第二項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項
- イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標その他の情報技術事業適応に関する基本的事項
- ロ 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するために必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項
- ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の方法に関し、公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
- ニ その他情報技術事業適応に関する重要事項
- 三 エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の十七第一項第二号において同じ。)にあつては、次に掲げる事項
- イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項
- ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項
-



- ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
- ニ その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要事項
- 3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
- 4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業分野別実施指針)

第二十一条の十四 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。）を定めることができる。

- 2 事業分野別実施指針においては、前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別実施指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更し

(新設)

ようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

- 5| 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業適応計画の認定)

第二十一条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2| 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

- 3| 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 事業適応の目標

二| 事業適応の内容及び実施時期

三| 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

- 4| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一| 実施指針(当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあつては、実施指針及び当該事業分野別実施指針)に照らし適切なものであること。

(新設)

二 当該事業適応計画に係る事業適応が円滑かつ確実に実施されることと見込まれるものであること。

三 当該事業適応計画に係る事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業適応計画の内容を公表するものとする。

(事業適応計画の変更等)

第二十一条の十六 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業適応事業者」という。)は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。)に従って事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業適応計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(新設)

5| 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)

第二十一条の十七 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項及び第三十五条において「公庫法」という。)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「事業適応促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

(新設)

一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他政令で定めるもの(次号及び第二十一条の十九第一項において「認定事業適応関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 認定事業適応事業者(エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。)が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

2| 事業適応促進円滑化業務が行われる場合には、事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字

句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法
第七十一条	第五十九条第一項	産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十二条第一号	この法律	この法律（産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十二条第三号	第十一条	第十一条及び産業競争力強化法第二十一条の十七第一

第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項（産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	項
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（産業競争力強化法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務を除く。）	

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

- 第二十一条の十八 公庫は、実施指針（第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務の方法及び条件その他事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。
- 2 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、

（新設）

事業適応促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。  
4| 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針に従って事業適応促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第二十一条の十九 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受け、又は利子補給金の支給を受けて行うおととするもの（以下「事業適応促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。  
二 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2| 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事業適応促進業務に関する規程（次項及び第二十一条の二十一において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3| 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

(新設)

ない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第二十一条の二十 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

(新設)



2| 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3| 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の二十一 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2| 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十一条の二十二 公庫は、事業適応促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業適応促進業務（公庫から貸付けを受けて行おうとするものに限る。）に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

(新設)

(新設)

2| 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(帳簿の記載)

第二十一条の二十三 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十一条の二十四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業適応促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十一条の二十五 指定金融機関は、事業適応促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2| 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3| 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十一条の二十六 主務大臣は、指定金融機関が第二十一条の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十九第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の終了)

第二十一条の二十七 指定金融機関について、第二十一条の二十五第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(課税の特例)

第二十一条の二十八 認定事業適応計画に従つて実施される成長発展事業適応(経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う認定事業適応事業者について欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十二年法

(新設)

(新設)

律第二十六号)で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずるものとする。

2 認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応(生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアについては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 第二節 事業再編の円滑化

(事業再編の実施に関する指針)

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
- 二 事業再編の実施方法に関する事項

(削る)

## 第二節 事業再編の円滑化

(事業再編の実施に関する指針)

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第七号に掲げる事項に限る。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項(第三号に掲げる事項を除く。)
- 二 事業再編の実施方法に関する事項(第四号に掲げる事項を除く。)

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に

(削る)

(削る)

(削る)

三 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関（第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十五条第一項において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

四 (略)

3 5 (略)

(事業再編計画の認定)

第二十三条 (略)

2 4 (略)

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

関する目標の設定に関する事項

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関し留意すべき事項

六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関し留意すべき事項

七 事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行う、又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第三十九条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十七条第一項第一号及び第二号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

八 (略)

3 5 (略)

(事業再編計画の認定)

第二十三条 (略)

2 4 (略)

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二・三 (略)

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第四十六条第一号において同じ。）にある場合にあつては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 (略)

6 (略)

第二十四条 (略)

(削る)

二・三 (略)

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号において同じ。）にある場合にあつては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 (略)

6 (略)

第二十四条 (略)

(特別事業再編計画の認定)

第二十五条 事業者は、その実施しようとする特別事業再編に関する計画（以下「特別事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2| 二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3| 特別事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別事業再編の目標
  - 二 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標
  - 三 特別事業再編の内容及び実施時期
  - 四 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - 五 特別事業再編に伴う労務に関する事項
- 4 特別事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。
- 5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該特別事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。
  - 二 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
  - 四 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあつては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。
  - 五 当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
  - 六 次のイ及びロに適合するものであること。

(削る)

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

(特別事業再編計画の変更等)

第二十六条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定特別事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る特別事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特別事業再編計画」という。)に従って特別事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特別事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特別事業再編事業者に対して、当該認定特別事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。



(公正取引委員会との関係)

第二十五条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 (略)

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画であつて主務大臣が第二十三条第一項の認定

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公正取引委員会との関係)

第二十七条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従つて行おうとする特別事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 (略)

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特別事業再編計画であつて主務大臣が第

をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第二十六条 事業者が認定事業再編計画に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く。 )及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第二十七条 事業者が認定事業再編計画に従ってその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使す

第二十三条第一項の認定又は第二十五条第一項の認定をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第二十八条 事業者が認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。)に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十八条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く。 )及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十八条第一項に規定する認定計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第二十九条 事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使する場合を

る場合を含む。)における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。)&及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十条第二項に規定する認定事業再編計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

(特別支配会社への事業譲渡等に関する特例)

第二十八条 認定事業再編事業者の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業再編事業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社並びに認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者及び当該他の認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社)がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。)である株式会社であつて認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為(第四号から第七号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。)をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第四百六十九条第二項第二号及び第三項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社(ある株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合に

含む。)における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。)&及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十条第一項に規定する認定計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

(特別支配会社への事業譲渡等に関する特例)

第三十条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者(以下この節において「認定事業者」という。)の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業者及び当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社並びに認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社)がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。)である株式会社であつて認定計画に従つて次に掲げる行為(第四号から第七号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。)をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第四百六十九条第二項第二号及び第三項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社(ある株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の

あつては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）とあるのは「特定特別支配会社（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第二十八条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）」と、同法第四百六十九条第二項第二号及び第三項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一〇八（略）

2 認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。

一 新設合併（当該認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併に

の定款で定められた場合にあつては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）とあるのは「特定特別支配会社（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第三十条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定関係事業者に係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）」と、同法第四百六十九条第二項第二号及び第三項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一〇八（略）

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。

一 新設合併（当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限

より設立する会社が株式会社である場合に限る。）

二（略）

3 前項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第二項に規定する場合にあつては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日）」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十条	次の書面
	次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） <u>第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）</u> を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面

る。）

二（略）

3 前項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十条第二項に規定する場合にあつては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日）」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十条	次の書面
	次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） <u>第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）</u> を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証

(略)	第八十六条第 六号	(略)	第八十一条第 六号	(略)	(略)
(略)	議事録	(略)	書面	(略)	(略)
(略)	議事録、産業競争力強化法 第二十八条第二項に規定す る場合にあつては当該場合 に該当することを証する書 面及び取締役の過半数の一 致があつたことを証する書 面又は取締役会の議事録	(略)	書面（産業競争力強化法第 二十八条第二項に規定する 場合にあつては、当該場合 に該当することを証する書 面及び取締役の過半数の一 致があつたことを証する書 面又は取締役会の議事録）	(略)	(略)

(略)	第八十六条第 六号	(略)	第八十一条第 六号	(略)	(略)
(略)	議事録	(略)	書面	(略)	(略)
(略)	議事録、産業競争力強化法 第三十条第二項に規定する 場合にあつては当該場合に 該当することを証する書面 及び取締役の過半数の一致 があつたことを証する書面 又は取締役会の議事録	(略)	書面（産業競争力強化法第 三十条第二項に規定する場 合にあつては、当該場合に 該当することを証する書面 及び取締役の過半数の一致 があつたことを証する書面 又は取締役会の議事録）	(略)	する書面

5 認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従ってその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定事業再編事業者）（この項の規定により読み替えて適用する会社法第七十九条第一項ただし書の規定により当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあつては、当該者を含む。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業再編事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第一百五十一条第二項、第五十四条第三項、第七十九条、第七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九条の五第一項第一号、第七十九条の六第一項、第三項及び第七項、第七十九条の七、第七十九条の八第二項及び第三項、第七十九条の九、第七十九条の十第一項、第二百九十九条第二項第二号及び第四項、第二百七十二条第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五百五十一条  
第二項

特別支配株主  
(第七十九号)

特定特別支配株主(産業競争力強化法(平成二十五年

5 認定事業者が認定計画に従ってその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定事業者）（この項の規定により読み替えて適用する会社法第七十九条第一項ただし書の規定により当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあつては、当該者を含む。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第一百五十一条第二項、第五十四条第三項、第七十九条、第七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九条の五第一項第一号、第七十九条の六第一項、第三項及び第七項、第七十九条の七、第七十九条の八第二項及び第三項、第七十九条の九、第七十九条の十第一項、第二百九十九条第二項第二号及び第四項、第二百七十二条第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五百五十一条  
第二項

特別支配株主  
(第七十九号)

特定特別支配株主(産業競争力強化法(平成二十五年

第七十九條 第一項	(略)	
	特別支配株主 完全子法人に	条第一項に規定する特別支配株主をいう。第五十四條第三項において同じ。）
	(略)	法律第九十八号)第二十四條第二項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第二十八條第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十四條第一項に規定する認定事業再編事業者をいう。以下同じ。)
	(略)	法律第九十八号)第二十四條第二項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社(同法第二十八條第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十四條第一項に規定する認定事業再編事業者をいう。以下同じ。)

第七十九條 第一項	(略)	
	特別支配株主 完全子法人に	条第一項に規定する特別支配株主をいう。第五十四條第三項において同じ。)
	(略)	法律第九十八号)第二十八條第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十條第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る同法第三十條第一項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。)
	(略)	法律第九十八号)第二十八條第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十條第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条及び次条第一項において



(略)	(略)	条及び次条第一項において 同じ。)に
-----	-----	-----------------------

(株式の併合に関する特例)

第二十九条 認定事業再編事業者又はその関係事業者である株式会社  
が認定事業再編計画に従って資本金、資本準備金又は利益  
準備金の額の減少と同時に併合を行う株式の併合であつて次の各号の  
いずれにも該当する場合における会社法第百八十条第二項の規  
定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主  
総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

一・二 (略)

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用につ  
いては、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び  
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条  
第二項に規定する認定事業再編計画に従つた株式の併合である  
ことを証する書面」とする。

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株  
式の発行等に関する特例)

第三十条 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計  
画に従つて譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若  
しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項にお  
いて同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国

(略)	(略)	同じ。)に
-----	-----	-------

(株式の併合に関する特例)

第三十一条 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認  
定計画に従つて資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少  
と同時に併合を行う株式の併合であつて次の各号のいずれにも該当す  
る場合における会社法第百八十条第二項の規定の適用について  
は、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設  
置会社にあつては、取締役会）」とする。

一・二 (略)

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用につ  
いては、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び  
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八号  
第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証  
する書面」とする。

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株  
式の発行等に関する特例)

第三十二条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて譲渡  
により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又は  
これらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を  
取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係

法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限り。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業再編事業者である株式会社（認定事業再編計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき）が当該認定事業再編計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業再編事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するときに於ける当該認定事業再編事業者に係る会社法第九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条 第一項各号列 記以外の部分	株式会社は、	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第 二十四条第一項に規定する 認定事業再編事業者である
---------------------------	--------	--

事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限り。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき）に当該子会社が当該認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するときに於ける当該認定事業者に係る会社法第九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条 第一項各号列 記以外の部分	株式会社は、	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第 三十条第一項に規定する認 定事業者である株式会社は
---------------------------	--------	--

(略)	第二十一条第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第二項の取締役会の決議によって	公開会社	(略)	(略)	(略)
(略)	産業競争力強化法第三十条第三項の規定により読み替えて適用する第七十九条第二項の規定により、株主総会の決議によらないで	当該認定事業者である株式会社	(略)	(略)	株式会社は、同条第二項に規定する認定事業再編計画に従って譲渡による他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）の取得の対価として

(略)	第二十一条第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第二項の取締役会の決議によって	公開会社	(略)	(略)	(略)
(略)	産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて適用する第七十九条第二項の規定により、株主総会の決議によらないで	当該認定事業者である株式会社	(略)	(略)	、同法第二十八条第一項に規定する認定計画に従って譲渡による他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）の取得の対価として

2 前項の規定により認定事業再編事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項、第二百六条の二並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3 会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百九十六条第二項各号	第二百三十四条第一項	
	(略)	(略)
	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社を交付する場合	産業競争力強化法第三十条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分（以下「特定株式発行等」という。）に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合
	当該株式会社の株式の数	当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数

2 前項の規定により認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項、第二百六条の二並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3 会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百九十六条第二項各号	第二百三十四条第一項	
	(略)	(略)
	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合	産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分（以下「特定株式発行等」という。）に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合
	当該株式会社の株式の数	当該認定事業者である株式会社の株式の数

<p>列記以外の部分</p>	<p>第七百九十六条第二項第一号</p>
<p>同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合</p>	<p>次に掲げる額の合計額 イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」</p>
<p>特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業再編事業者である株式会社の場合であつて、当該認定事業再編事業者である株式会社が公開会社でないとき</p>	<p>特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p>

<p>列記以外の部分</p>	<p>第七百九十六条第二項第一号</p>
<p>同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合</p>	<p>次に掲げる額の合計額 イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」</p>
<p>特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業再編事業者である株式会社の場合であつて、当該認定事業者である株式会社が公開会社でないとき</p>	<p>特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p>

---

---

---

という。) に対して交  
付する存続  
株式会社等  
の株式の数  
に一株当た  
り純資産額  
を乗じて得  
た額

ロ 消滅会社  
等の株主等  
に対して交  
付する存続  
株式会社等  
の社債、新  
株予約権又  
は新株予約  
権付社債の  
帳簿価額の  
合計額

ハ 消滅会社  
等の株主等  
に対して交  
付する存続  
株式会社等  
の株式等以

---

---

---

---

---

---

という。) に対して交  
付する存続  
株式会社等  
の株式の数  
に一株当た  
り純資産額  
を乗じて得  
た額

ロ 消滅会社  
等の株主等  
に対して交  
付する存続  
株式会社等  
の社債、新  
株予約権又  
は新株予約  
権付社債の  
帳簿価額の  
合計額

ハ 消滅会社  
等の株主等  
に対して交  
付する存続  
株式会社等  
の株式等以

---

---

---

		第七百九十六 条第三項			第七百九十六 条第二項第二 号		
(略)	効力発生日	当該存続株式 会社等	存続株式会 社等に	(略)	(略)	存続株式会 社等	外の財産の 帳簿価額の 合計額
(略)	産業競争力強化法第三十 条第一項の規定により読み替 えて適用する第九十九 条第一項第四号の期日又は同 号の期間の初日（以下「特 定期日等」という。）	当該認定事業再編事業者で ある株式会社	当該認定事業再編事業者で ある株式会社に	(略)	(略)	当該認定事業再編事業者で ある株式会社	

		第七百九十六 条第三項			第七百九十六 条第二項第二 号		
(略)	効力発生日	当該存続株式 会社等	存続株式会 社等に	(略)	(略)	存続株式会 社等	外の財産の 帳簿価額の 合計額
(略)	産業競争力強化法第三十二 条第一項の規定により読み 替えて適用する第九十九 条第一項第四号の期日又は 同号の期間の初日（以下「 特定期日等」という。）	当該認定事業者である株式 会社	当該認定事業者である株式 会社に	(略)	(略)	当該認定事業者である株式 会社	

第七百九十七 条第二項第一 号イ	(略)	(略)	(略)	第七百九十七 条第二項第一 号イ	第七百九十七 条第二項第一 号イ	第七百九十七 条第一項	吸収合併等	第七百九十七 条第一項	吸収合併等
						存続株式会社 等	当該認定事業再編事業者で ある株式会社	存続株式会社 等	当該認定事業再編事業者で ある株式会社
第七百九十七	存続株式会社	当該認定事業再編事業者 である株式会社	(略)	(略)	(略)	第七百九十七 条第一項	特定株式発行等	第七百九十七 条第一項	特定株式発行等

第七百九十七 条第二項第一 号イ	(略)	(略)	(略)	第七百九十七 条第二項第一 号イ	第七百九十七 条第二項第一 号イ	第七百九十七 条第一項	吸収合併等	第七百九十七 条第一項	吸収合併等
						存続株式会社 等	当該認定事業者である株式 会社	存続株式会社 等	当該認定事業者である株式 会社
第七百九十七	存続株式会社	当該認定事業者である株式 会社	(略)	(略)	(略)	第七百九十七 条第一項	特定株式発行等	第七百九十七 条第一項	特定株式発行等



条第三項

等	効力発生日	吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあつては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）	ならない。
ある株式会社	特定期日等	特定株式発行等をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所	ならない。ただし、当該認定事業再編事業者が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合は、この限りでない。

条第三項

等	効力発生日	吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあつては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）	(新設)
会社	特定期日等	特定株式発行等をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所	(新設)

第七百九十八	(略)	第七百九十八 条第一項及び 第二項	(略)	第七百九十七 条第六項及び 第七項	(略)	第七百九十七 条第四項第二 号	第七百九十七 条第四項第一 号
存続株式会社	(略)	(略)	(略)	存続株式会社 等	(略)	存続株式会社 等	存続株式会社 等
当該認定事業再編事業者で	(略)	(略)	(略)	当該認定事業再編事業者で ある株式会社	(略)	当該認定事業再編事業者で ある株式会社	当該認定事業再編事業者で ある株式会社

第七百九十八	(略)	第七百九十八 条第一項及び 第二項	(略)	第七百九十七 条第六項及び 第七項	(略)	第七百九十七 条第四項第二 号	第七百九十七 条第四項第一 号
存続株式会社	(略)	(略)	(略)	存続株式会社 等	(略)	存続株式会社 等	存続株式会社 等
当該認定事業者である株式	(略)	(略)	(略)	当該認定事業者である株式 会社	(略)	当該認定事業者である株式 会社	当該認定事業者である株式 会社

条第四項	等	ある株式会社
第七百九十八 条第五項	存続株式会社 等は	当該認定事業者で ある株式会社は
(略)	当該存続株式 会社等	当該認定事業者再編事業者で ある株式会社
(略)	(略)	(略)

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする。

5 社債、株式等の振替に関する法律第五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会

条第四項	等	会社
第七百九十八 条第五項	存続株式会社 等は	当該認定事業者である株式 会社は
(略)	当該存続株式 会社等	当該認定事業者である株式 会社
(略)	(略)	(略)

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする。

5 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようと

社法第百十六條第一項各号の行為、同法第百八十二條の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十條第一項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十九條第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(剰余金の配当に関する特例)

第三十條 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業再編事業者の關係事業者の株式又は外国關係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第百九十九條第二項、第四百五十九條第一項、第四百六十條第一項及び第四百六十五條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百九條第二項第十号	配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対し	特定剰余金配当（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十條
		第一項に規定する特定剰余

する場合」と、同条第四項中「会社法第百十六條第一項各号の行為、同法第百八十二條の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十二條第一項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十九條第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(剰余金の配当に関する特例)

第三十三條 認定事業者である株式会社が認定計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業者の關係事業者の株式又は外国關係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第百九十九條第二項、第四百五十九條第一項及び第四百六十條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百九條第二項第十号	配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対し	特定剰余金配当（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十三條
		第一項に規定する特定剰余

<p>第四百六十五 条第一項ただ し書</p>	<p>第四百六十条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>第四百五十九 条第一項各号 列記以外の部 分</p>	
<p>注意を怠らな かったことを 証明した場合 は、この限り でない</p>	<p>同項各号に掲 げる事項</p>	<p>(略)</p>	<p>会計監査人設 置会社</p>	<p>て同項第一号 に規定する金 銭分配請求権 を与えないこ ととする場合 に限る。</p>
<p>悪意又は重大な過失があつ た場合に限る</p>	<p>同項各号に掲げる事項（産 業競争力強化法第三十一条 第一項の規定により読み替 えて適用する前条第一項第 四号に掲げる事項を除く。 ）</p>	<p>(略)</p>	<p>産業競争力強化法第二十四 条第一項に規定する認定事 業再編事業者である会計監 査人設置会社</p>	<p>金配当をいう。第四百五十 九条第一項第四号において 同じ。）をする場合を除く 。</p>

<p>(新設)</p>	<p>第四百六十条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>第四百五十九 条第一項各号 列記以外の部 分</p>	
<p>(新設)</p>	<p>同項各号に掲 げる事項</p>	<p>(略)</p>	<p>会計監査人設 置会社</p>	<p>て同項第一号 に規定する金 銭分配請求権 を与えないこ ととする場合 に限る。</p>
<p>(新設)</p>	<p>同項各号に掲げる事項（産 業競争力強化法第三十三条 第一項の規定により読み替 えて適用する前条第一項第 四号に掲げる事項を除く。 ）</p>	<p>(略)</p>	<p>産業競争力強化法第三十条 第一項に規定する認定事業 者である会計監査人設置会 社</p>	<p>金配当をいう。第四百五十 九条第一項第四号において 同じ。）をする場合を除く 。</p>

2 前項の場合において、認定事業再編事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四條第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第三十二条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定事業再編計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主總會若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 4 （略）

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第三十三条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が

2 前項の場合において、認定事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四條第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第三十四条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主總會若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 4 （略）

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第三十五条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当

共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人（認定事業再編計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。）に係るものの取得及び保有の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十三条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務）

第三十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）が認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（同項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人（認定計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。）に係るものの取得及び保有の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十五条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十五条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務）

第三十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(削る)

(削る)

(公庫の行う事業再編促進円滑化業務)

第三十五条 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわらず、指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務(以下「事業再編促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

(削る)

(削る)

一 認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)

認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を行うために必要な資金

二 認定特別事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定特別事業再編事業者等」という。)

認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を行うために必要な資金

(公庫の行う事業再編促進円滑化業務)

第三十七条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項において「公庫法」という。)

第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「事業再編促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第三十九条第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 指定金融機関に対し、認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置のうち政令で定めるもの(第三十九条第一項において「認定特別



2 事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条第 第七十三号	この法律	この法律（産業競争力強化法第三十五号第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項	(略)
第七十一条	この法律	この法律（産業競争力強化法第三十五号第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項	(略)
第七十一条及び産業競争力強	この法律（産業競争力強化法第三十五号第二項の規定により読み替えて適用する	この法律（産業競争力強化法第三十五号第二項の規定により読み替えて適用する	(略)

2 事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条第 第七十三号	この法律	この法律（産業競争力強化法第三十七号第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項	(略)
第七十一条	この法律	この法律（産業競争力強化法第三十七号第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項	(略)
第七十一条及び産業競争力強	この法律（産業競争力強化法第三十七号第二項の規定により読み替えて適用する	この法律（産業競争力強化法第三十七号第二項の規定により読み替えて適用する	(略)

三号	第七十三条第七号	第五十八条第二項	化法第三十五条第一項
附則第四十七 条第一項	公庫の業務	公庫の業務（産業競争力強化法第三十五条第一項に規定する事業再編促進円滑化業務を除く。）	第五十八条第二項（産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（事業再編促進円滑化業務実施方針）

第三十六条 公庫は、実施指針（第二十二条第二項第三号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（指定金融機関の指定）

第三十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って認定事業再編関

三号	第七十三条第七号	第五十八条第二項	化法第三十七条第一項
附則第四十七 条第一項	公庫の業務	公庫の業務（産業競争力強化法第三十七条第一項に規定する事業再編促進円滑化業務を除く。）	第五十八条第二項（産業競争力強化法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（事業再編促進円滑化業務実施方針）

第三十八条 公庫は、実施指針（第二十二条第二項第七号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（指定金融機関の指定）

第三十九条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って認定事業再編関

連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一～三（略）

2 前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第三十九条において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3（略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一（略）

二 第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ（略）

ロ 指定金融機関が第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指

連措置を行うのに必要な資金又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一～三（略）

2 前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第四十一条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3（略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一（略）

二 第四十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ（略）

ロ 指定金融機関が第四十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指

定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第三十八条～第四十三条 (略)

(指定の取消し等)

第四十四条 主務大臣は、指定金融機関が第三十七条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第四十五条 指定金融機関について、第四十三条第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお指定金融機関とみなす。

第四十六条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第四十七条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再

定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第四十条～第四十五条 (略)

(指定の取消し等)

第四十六条 主務大臣は、指定金融機関が第三十九条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第四十七条 指定金融機関について、第四十五条第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお指定金融機関とみなす。

第四十八条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第四十九条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再

生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。第四十九条及び第五十条において同じ。）として選任することができること。

二 (略)

2・3 (略)

第四十八条 (略)

(再生手続における監督委員に関する特例)

第四十九条 再生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十七条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ。）は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(更生手続における監督委員に関する特例)

第五十条 更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申

生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。）として選任することができること。

二 (略)

2・3 (略)

第五十条 (略)

(新設)

(新設)

立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十八条及び第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。）は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第三十五条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務）

第五十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時点までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。）における事業再生を行うとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 （略）

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。） 事業再生を行うおとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務）

第五十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時点までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。）における事業再生を行うとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 （略）

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。第五十三条第一項及び第百三十三条第一項において同じ。） 事業再生を行うおとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しない

立しないことが明らかになるまでの間

第五十二条～第五十五条 (略)

(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行うとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間」と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である」とあるのは「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

(資金の借入れに関する再生手続の特例)

第五十七条 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があった場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権（同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法第六十三条第一

ことが明らかになるまでの間

第五十二条～第五十五条 (略)

(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第五十六条 (略)

2 (略)

(新設)

(資金の借入れに関する再生手続の特例)

第五十七条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十条から第六十二条までにおいて同じ。）は、前条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があった場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権（同項第二号の債権者に同号の同意の際保有さ

項の再生計画案をいう。第六十二条において同じ。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第一百五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(資金の借入れに関する更生手続の特例)

第五十八条 裁判所は、第五十六条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権等(会社更生法第二条第十二項の更生債権等をいう。第六十四条及び第六十五条において同じ。)とこれと同一の種類の他の更生債権等(第五十六条第一項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた更生債権等に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第六十八条第一項ただし書に規定する同一の種類の権利を有する更生債権者等(同法第二条第十三項の更生債権者等をいう。第六十五条において同じ。)の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

れていた再生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第六十三条第一項の再生計画案をいう。第六十二条において同じ。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第一百五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(資金の借入れに関する更生手続の特例)

第五十八条 裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。)は、第五十六条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権等(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二条第十二項の更生債権等をいう。第六十四条及び第六十五条において同じ。)とこれと同一の種類の他の更生債権等(第五十六条第一項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた更生債権等に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第六十八条第一項ただし書に規定する同一の種類の権利を有する更生債権者等(同法第二条第十三項の更生債権者等をいう。第六十五条において同じ。)の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するか



（資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用）

第五十八条の二 前二条の規定は、第五十六条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた資金の借入れについて準用する。この場合において、第五十七条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項各号」と、前条中「第五十六条第一項第二号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（債権に関する特定認証紛争解決事業者等の確認）

第五十九条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行うとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の終了に至る」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間の終了」と読み替えるものとする。

第六十条～第六十五条 （略）

どうかを判断するものとする。

（新設）

（債権に関する特定認証紛争解決事業者の確認）

第五十九条 （略）

2 （略）

（新設）

第六十条～第六十五条 （略）

〔債権の弁済に関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用〕

第六十五条の二 第六十条から前条までの規定は、第五十九条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた債権の弁済について準用する。この場合において、第六十条中「前条第一項各号」とあり、及び第六十一条から前条までの規定中「第五十九条第一項各号」とあるのは、「第五十九条第三項において準用する同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（新設）

〔事業再生の計画に係る債権の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認〕

第六十五条の三 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者の債権の総額の五分の三以上に当たる債権を有する債権者が当該事業者に係る事業再生の計画について同意した場合には、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該事業再生の計画に基づき行う債権の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

（新設）

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

（簡易再生の申立てに関する特例）

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行った債権の金額の減額に係る事業者について民事再生法第二百十一条第一項の申立てがあつた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができなものであることが確認されていることを考慮した上で、同項後段の再生計画案について同法第七十四条第二項第四号に該当する事由があるかどうかを判断するものとする。

(金融機関の協力)

第六十五条の五 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生の円滑化に資するため、当該事業者に対する債権の全部又は一部を有する金融機関は、当該特定認証紛争解決手続に参加するよう特定認証紛争解決事業者から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業開拓事業者の再生支援業務)

第六十五条の六 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業の継続が困難となつている新事業開拓事業者（中小企業者を除く。）の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事業の再生のための措置に関し必要な助言を行う。

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

(新設)

(新設)

(新設)

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 (略)

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十五条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。)であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十四項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第六十六条 (略)

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十五条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。)であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第七十七条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二十四項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第七十九条 (略)

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

第八十条～第八十五条 (略)

第二節 設立

第八十六条～第九十一条 (略)

第三節 管理

第七十七条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二十項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第七十九条 (略)

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

第八十条～第八十五条 (略)

第二節 設立

第八十六条～第九十一条 (略)

第三節 管理

第九十二条～第一百条 (略)

第四節 業務

第一百一条～第一百一十一条 (略)

(機構による特定株式の譲受け)

第一百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十七項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

2～5 (略)

第一百三十三条・第一百四十四条 (略)

第五節 国の援助等

第一百五十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第一百六条～第一百二十条 (略)

第九十二条～第一百条 (略)

第四節 業務

第一百一条～第一百一十一条 (略)

(機構による特定株式の譲受け)

第一百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十三項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

2～5 (略)

第一百三十三条・第一百四十四条 (略)

第五節 国の援助等

第一百五十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第一百六条～第一百二十条 (略)

第七節 監督

第二百一十一条～第二百三十三条 (略)

第八節 解散等

第二百二十四条・第二百五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

(創業支援等事業の実施に関する指針)

第二百二十六条 (略)

2～3 (略)

4 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを  
変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所  
管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を  
聴くものとする。ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽  
微な変更については、この限りでない。

5 (略)

(創業支援等事業計画の認定)

第二百二十七条 (略)

2 (略)

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければ

第七節 監督

第二百一十一条～第二百三十三条 (略)

第八節 解散等

第二百二十四条・第二百五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

(創業支援等事業の実施に関する指針)

第二百二十六条 (略)

2～3 (略)

4 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを  
変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所  
管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を  
聴くものとする。

5 (略)

(創業支援等事業計画の認定)

第二百二十七条 (略)

2 (略)

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければ

ならない。

一・二 (略)

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の方が実施する創業支援等事業がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 創業支援等事業(第二条第三十項第二号に係るものに限る。)の実施に当たり、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあつては、当該連携に関する事項

四 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 (略)

5 (略)

第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、创业者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業

ならない。

一・二 (略)

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の方が実施する創業支援等事業がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 創業支援等事業(第二条第二十六項第二号に係るものに限る。)の実施に当たり、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあつては、当該連携に関する事項

四 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該創業支援等事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 (略)

5 (略)

第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、创业者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業



者である中小企業者（第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについては、同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金額のうち保証をした額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ三千五百万円及び八千万円から」とする。

2 | 第二条第二十九項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。以下この項において同じ。）を設立したものの（以下この項において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」と、「とあるのは「三千五百万円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者（同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社

者である中小企業者（第二条第二十五項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについては、同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十五項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金額のうち保証をした額がそれぞれ二千万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ二千万円及び八千万円から」とする。

（新設）

設立創業者が新たに他の会社（中小企業者に限る。）を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継させるときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）及び八千万円」と、と、「及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

3 | 第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

4 | 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十九項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過

2 | 第二条第二十五項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 | 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十五項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過

去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

ロ 第二条第二十九項第四号に掲げる者(第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。)に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験の有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

二 (略)  
5| 6| (略)

第三百三十条・百三十一条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第三百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三百三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそ

去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

ロ 第二条第二十五項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験の有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

二 (略)  
4| 5| (略)

第三百三十条・百三十一条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第三百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三百三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそ

れぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第三十三項の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第十六項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三十三項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第十六項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九

れぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第二十九項の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第十項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十九項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第十項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	号) 第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。) からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。)

第二節 中小企業再生支援体制の整備

(中小企業の事業の再生の支援に関する指針)

第百三十三条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 (略)

(認定支援機関)

第百三十四条 (略)

2 (略)

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げ

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	号) 第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。) からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。)

第二節 中小企業再生支援体制の整備

(中小企業の事業の再生の支援に関する指針)

第百三十三条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

5 (略)

(認定支援機関)

第百三十四条 (略)

2 (略)

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げ

る業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律  
第五条の認証を受け、かつ、第四十七条第一項の認定を受けて  
、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続（同法第二条  
第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

4・5（略）

第三百三十五条（略）

## 第六章 雑則

（資金の確保）

第四百十一条 国は、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画  
に従って事業再編のための措置を行い、又は認定新技術等実証  
実施者、認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業  
組合、認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究成  
果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施  
者、認定事業適応事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支  
援等事業者が認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認  
定特定新事業開拓投資事業計画、認定外部経営資源活用促進投  
資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的  
技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画若しくは認  
定創業支援等事業計画に従って新技術等実証、新事業活動、特  
定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業、特定  
研究成果活用支援事業、革新的技術研究成果活用事業活動、事  
業適応若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確  
保に努めるものとする。

る業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律  
第五条の認証を受け、かつ、第四十九条第一項の認定を受けて  
、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続（同法第二条  
第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

4・5（略）

第三百三十五条（略）

## 第六章 雑則

（資金の確保）

第四百十一条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特別事  
業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特別事業再編  
計画に従って事業再編若しくは特別事業再編のための措置を行  
い、又は認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認  
定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事  
業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新  
技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投  
資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画若しくは認定  
創業支援等事業計画に従って新技術等実証、新事業活動、特定  
新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業若しくは創業  
支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとす  
る。

2 (略)

(雇用の安定等)

第百四十二条 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画に従って事業再編を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定事業再編事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業再編事業者の雇用する労働者及び認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定事業再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第百四十三条 (略)

2 (略)

(雇用の安定等)

第百四十二条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者(以下この条及び第百四十六条において「認定事業者」という。)は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従って事業再編又は特別事業再編を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業者の雇用する労働者及び認定事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第百四十三条 (略)

(報告の徴収)

第百四十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定外部経営資源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員)、認定特定研究成果活用支援事業者(当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員)、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定事業適応事業者又は認定事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画又は認定事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2～4 (略)

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十四条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務、第五十六条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務、第五十九条第一項に規定する債権に係る確認の業務又は第六十五条の三に規定する債権の減額に係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第百四十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十一条の六第一項、第二十一条の十九第

(報告の徴収)

第百四十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者(当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員)、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2～4 (略)

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十四条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務、第五十六条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務又は第五十九条第一項に規定する債権に係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第百四十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報



一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

255 (略)

(連絡及び協力)

第四百四十六条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業再編事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(主務大臣等)

第四百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 三 (略)

四 新事業活動計画に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

〔 〕 新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九条第三項第四号の規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

四の二 新事業活動計画（第十一条の二に規定する規制の特例

措置に係るものに限る。）に関する事項 経済産業大臣及び法務大臣

告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

255 (略)

(連絡及び協力)

第四百四十六条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(主務大臣等)

第四百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 三 (略)

四 新事業活動計画に関する事項 新事業活動計画に記載され

た新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九条第三項第四号の規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

(新設)

五 (略)

六 事業適応計画に関する事項 事業適応計画に係る事業を所管する大臣

七 事業適応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

八 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣

九 〇十二 (略)

2・3 (略)

第四百四十八条 (略)

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百四十九条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第十七条の二第一項の外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、第二十一条の三第一項の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十一条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第二十三条第一項の事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第五百五十条 (略)

五 (略)

六 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣

七 特別事業再編計画に関する事項 特別事業再編計画に係る事業を所管する大臣 (新設)

八 〇十一 (略)

2・3 (略)

第四百四十八条 (略)

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百四十九条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第五百五十条 (略)

## 第七章 罰則

第五十一条～第五十五条 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の二十三又は第四十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第二十一条の二十五第一項又は第四十三条第一項の規定による届出をしないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三・四 (略)

第五十七条 (略)

第五十八条 第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項又は第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役若しくは清算人の職務を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定す

## 第七章 罰則

第五十一条～第五十五条 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第四十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三・四 (略)

第五十七条 (略)

第五十八条 第三十二条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項又は第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役若しくは清算人の職務を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定す

る一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第百五十九条 第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第百六十条・第百六十一条 (略)

第百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更し、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十一条の三第四項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 三・四 (略)

する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第百五十九条 第三十八条第二項又は第四十二条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第百六十条・第百六十一条 (略)

第百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 (新設)
- 二 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第十四条・第十五条）</p> <p>第二節 経営力向上（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三節 支援措置（第二十二条―第三十条）</p> <p>第四節 支援体制の整備（第三十一条―第四十七条）</p> <p>第五節 雑則（第四十八条）</p> <p>第四章 中小企業の先端設備等導入</p> <p>第一節 先端設備等導入（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 支援措置（第五十四条）</p> <p>第五章 中小企業の事業継続力強化</p> <p>第一節 事業継続力強化（第五十五条―第五十九条）</p> <p>第二節 支援措置（第六十条―第六十四条）</p> <p>第三節 雑則（第六十五条・第六十六条）</p> <p>第六章 雑則（第六十七条―第七十五条）</p> <p>第七章 罰則（第七十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第十四条・第十五条）</p> <p>第二節 経営力向上（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三節 支援措置（第二十二条―第三十条）</p> <p>第四節 支援体制の整備（第三十一条―第四十七条）</p> <p>第五節 雑則（第四十八条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 中小企業の事業継続力強化</p> <p>第一節 事業継続力強化（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 支援措置（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第三節 雑則（第五十九条・第六十条）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条―第六十九条）</p> <p>第六章 罰則（第七十条）</p>

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援、中小企業の先端設備等導入の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5 この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一と三 (略)

四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるものうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十四項及び第十七条第三項において同じ。）の開発その他の情報処理（同法第二条第一項に規定する情報処理をいう。第四十三条第一項及び第二項に

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5 この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一と三 (略)

四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるものうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十七条第三項において同じ。）の開発その他の情報処理（同法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識又は技能を

において同じ。) に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの(第一号に掲げる者を除く。)

659 (略)

(削る)

10| この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)

一) 又は次に掲げるいずれかの措置(以下「事業承継等」という。)

一) により他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一〇八 (略)

九 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの(第一号に掲げる者を除く。)

659 (略)

10| この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。)であつて、中小企業者又は組合等がその経営を實質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

11| この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)

一) 又は次に掲げるいずれかの措置(以下「事業承継等」という。)

一) により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一〇八 (略)

九 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。)

一) 企業組合(同条第四号に掲げる企業組合をいう。)、協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法

11) 13) (略)

14) この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

15 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項

イ 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

ロ 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

四 (略)

3・4 (略)

第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進

第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

律第百八十五号) 第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。 ) の設立

12) 14) (略)

(新設)

15 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

3・4 (略)

第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進

第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進



第四条く第七条 (略)

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

第八条く第十三条 (略)

第三章 中小企業の経営革新の促進及び中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

(経営革新計画の承認)

第十四条 中小企業者及び組合等は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者及び組合等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会又は会社を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者及び組合等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等が合併して会社を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等がその外国関係法人等（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者及び組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあつては当該中小企

第四条く第七条 (略)

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

第八条く第十三条 (略)

第三章 中小企業の経営革新の促進及び中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

(経営革新計画の承認)

第十四条 中小企業者及び組合等は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者及び組合等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会又は会社を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者及び組合等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等が合併して会社を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあつては当該中小企業者及び組合等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、

業者及び組合等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に  
関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し  
、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出し  
て、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることがで  
きる。ただし、中小企業者及び組合等が共同で経営革新計画を  
作成した場合にあつては、経済産業省令で定めるところにより  
、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

第十五条 (略)

第二節 経営力向上

第十六条～第二十一条 (略)

第三節 支援措置

第二十二条・第二十三条 (略)

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第二十四条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金  
融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかか  
わらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 中小企業者及び組合等(当該中小企業者及び組合等がその  
外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合

中小企業者及び組合等が共同で経営革新計画を作成した場合に  
あつては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め  
、これを行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

第十五条 (略)

第二節 経営力向上

第十六条～第二十一条 (略)

第三節 支援措置

第二十二条・第二十三条 (略)

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第二十四条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金  
融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかか  
わらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 中小企業者及び組合等(当該中小企業者及び組合等がその  
外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合

にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）を行うこと。

四（略）

2・3（略）

第二十五条～第二十七条（略）

（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第二十八条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第九号に掲げる措置に係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従つて当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第二十九条 認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第

にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。）を行うこと。

四（略）

2・3（略）

第二十五条～第二十七条（略）

（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第二十八条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第九号に掲げる措置に係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従つて当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法（第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第二十九条 認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十一項

七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。)に係る事項の記載があるものに限る。)に記載された被承継等中小企業者等であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において「被承継会社」という。)は、当該認定経営力向上計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。)に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 4 (略)

第三十条 (略)

第四節 支援体制の整備

第三十一条〜第四十七条 (略)

第五節 雑則

第四十八条 (略)

第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。)に係る事項の記載があるものに限る。)に記載された被承継等中小企業者等であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において「被承継会社」という。)は、当該認定経営力向上計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。)に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 4 (略)

第三十条 (略)

第四節 支援体制の整備

第三十一条〜第四十七条 (略)

第五節 雑則

第四十八条 (略)

## 第四章 中小企業の先端設備等導入

### 第一節 先端設備等導入

#### (導入促進基本計画)

第四十九条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促進基本計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 先端設備等の導入の促進の目標
  - 二 先端設備等の種類
  - 三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
  - 四 計画期間
  - 五 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- 3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
  - 二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第五十条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同意を得た導入促進基本計画（前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という。）に従つて先端設備等の導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画が前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による導入促進基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する情報の提供等)

第五十一条 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報及び当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれらの

(新設)

(新設)

情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

2| 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

2| 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあつては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3| 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 先端設備等の種類及び導入時期

二 先端設備等導入の内容

三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4| 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(新設)

一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。

二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(先端設備等導入計画の変更等)

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて先端設備等導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(新設)



第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入(第六十九条第四項及び第七十条第九項において「認定先端設備等導入」という。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条の二第一項及び第三</p>	<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>先端設備等導入関連保証に係る保険関係の保険価額の</p>	<p>中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証(以下「先端設備等導入関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
---------------------	---------------	------------------	------------------	---------------------------------	---

(新設)

(新設)

条の三第一項		合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金 額のうち	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金のうち
当該債務者		先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2| 普通保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3| 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

## 第五章 中小企業の事業継続力強化

### 第一節 事業継続力強化

(事業継続力強化計画作成指針)

第五十五条 経済産業大臣は、事業継続力強化計画（次条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。）及び連携事業継続力強化計画（第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。）の適確な作成に資するため、これらの計画の作成のための指針（以下この条において「事業継続力強化計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2 3 4 (略)

(事業継続力強化計画の認定)

第五十六条 (略)

2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 事業継続力強化設備等（事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいう

。第五十八条第二項第三号ロにおいて同じ。）の種類

ハ 3 ト (略)

三・四 (略)

3 (略)

## 第四章 中小企業の事業継続力強化

### 第一節 事業継続力強化

(事業継続力強化計画作成指針)

第四十九条 経済産業大臣は、事業継続力強化計画（次条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。）及び連携事業継続力強化計画（第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。）の適確な作成に資するため、これらの計画の作成のための指針（以下この条において「事業継続力強化計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2 3 4 (略)

(事業継続力強化計画の認定)

第五十条 (略)

2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 事業継続力強化設備等（事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいう

。第五十二条第二項第三号ロにおいて同じ。）の種類

ハ 3 ト (略)

三・四 (略)

3 (略)

(事業継続力強化計画の変更等)

第五十七条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第六十条第一項及び第七十一条第七項において「認定事業継続力強化計画」という。)に従って事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

(連携事業継続力強化計画の認定)

第五十八条 (略)

2 連携事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 (略)

二 連携事業継続力強化を行う中小企業者(複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。))であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。)の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行うとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)以外の事業者(以下この号において「大企業者」という。)がある場合は、当該大企業者の名称及び住所並

(事業継続力強化計画の変更等)

第五十一条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第五十四条第一項及び第六十五条第五項において「認定事業継続力強化計画」という。)に従って事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

(連携事業継続力強化計画の認定)

第五十二条 (略)

2 連携事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 (略)

二 連携事業継続力強化を行う中小企業者(複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行うとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)以外の事業者(以下この号において「大企業者」という。)がある場合は、当該大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

びにその代表者の氏名

三〇五 (略)

3 (略)

(連携事業継続力強化計画の変更等)

第五十九条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第六十一条第一項及び第七十一条第七項において「認定連携事業継続力強化計画」という。)に従って連携事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

## 第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第六十条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業継続力強化(認定事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

三〇五 (略)

3 (略)

(連携事業継続力強化計画の変更等)

第五十三条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第五十五条第一項及び第六十五条第五項において「認定連携事業継続力強化計画」という。)に従って連携事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

## 第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業継続力強化(認定事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第六 十條第一項に規定する事業 継続力強化関連保証（以下 「事業継続力強化関連保証 」という。）に係る保険関 係の保険価額の合計額とそ の他の保険関係の保険価額 の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

2

海外投資関係保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第六十條第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（事業継続力強化資金

第三条第一項		保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第五 十四條第一項に規定する事 業継続力強化関連保証（以 下「事業継続力強化関連保 証」という。）に係る保険 関係の保険価額の合計額と その他の保険関係の保険価 額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

2

海外投資関係保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第五十四條第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（事業継続力強化資

以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第六十条第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

#### 4・5 (略)

第六十一条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定連携事業継続力強化（認定連携事業継続力強化計画に従つて行われる連携事業継続力強化をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

#### 4・5 (略)

第五十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定連携事業継続力強化（認定連携事業継続力強化計画に従つて行われる連携事業継続力強化をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証（以下「連携事業継続力強化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

2 海外投資関係保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化に必要な資金（以下「連携事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、

第三条第一項		保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十五条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証（以下「連携事業継続力強化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

2 海外投資関係保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第五十五条第一項に規定する認定連携事業継続力強化に必要な資金（以下「連携事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、



四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化に必要な資金（以下「連携事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4・5 (略)

第六十二条・第六十三条 (略)

(中小企業基盤整備機構の行う認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に関する協力業務)

第六十四条 中小企業基盤整備機構は、第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定を受けた中小企業者の依頼に応じて、その行う認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第五十五条第一項に規定する認定連携事業継続力強化に必要な資金（以下「連携事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4・5 (略)

第五十六条・第五十七条 (略)

(中小企業基盤整備機構の行う認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に関する協力業務)

第五十八条 中小企業基盤整備機構は、第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定を受けた中小企業者の依頼に応じて、その行う認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三節 雑則

第六十五条・第六十六条 (略)

第六章 雑則

第六十七条・第六十八条 (略)

(資金の確保)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 国は、認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。

5 (略)

(調査、指導及び助言)

第七十条 (略)

2・4 (略)

5 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者について、その先端設備等導入の状況を把握するための調査を行うものとする。

6・8 (略)

9 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第七十一条 (略)

第三節 雑則

第五十九条・第六十条 (略)

第五章 雑則

第六十一条・第六十二条 (略)

(資金の確保)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 (略)

(調査、指導及び助言)

第六十四条 (略)

2・4 (略)

(新設)

5・7 (略)

(新設)

(報告の徴収)

第六十五条 (略)

2  
5  
4 (略)

5 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

6 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

7 (略)

第七十二条 (略)

(主務大臣)

第七十三条 (略)

2 第八条第一項及び第三項（第九条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3 (略)

4 第十七条第一項、第六項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七項及び第八項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

5 第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第二項に

2  
5  
4 (略)

(新設)

(新設)

5 (略)

第六十六条 (略)

(主務大臣)

第六十七条 (略)

2 第八条第一項及び第三項（第九条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第二項、第六十四条第一項並びに第六十五条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3 (略)

4 第十七条第一項、第六項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七項及び第八項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第六十四条第三項並びに第六十五条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

5 第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第二項に

において準用する第三十一条第一項及び第三項、第三十四条から第三十六条まで並びに第七十一条第四項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

6 第三十九条第一項、第三項及び第四項、第四十二条において準用する第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三項、第四十二条において読み替えて準用する第三十四条及び第三十六条、第四十二条において読み替えて準用する第三十五条並びに第七十一条第四項（事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

7 (略)

8 第二条第十項第八号、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十七条第三項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

9 〽11 (略)

第七十四条 (略)

(権限の委任)

第七十五条 この法律による行政庁（都道府県の知事を除く。）及び経済産業大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第七十三条第十一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

において準用する第三十一条第一項及び第三項、第三十四条から第三十六条まで並びに第六十五条第四項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

6 第三十九条第一項、第三項及び第四項、第四十二条において準用する第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三項、第四十二条において読み替えて準用する第三十四条及び第三十六条、第四十二条において読み替えて準用する第三十五条並びに第六十五条第四項（事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

7 (略)

8 第二条第十一项第八号、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十七条第三項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

9 〽11 (略)

第六十八条 (略)

(権限の委任)

第六十九条 この法律による行政庁（都道府県の知事を除く。）及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第十一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章 罰則

第七十六条 第七十一条（第五項を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2  
(略)

第六章 罰則

第七十条 第六十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2  
(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第十四条・第十五条）</p> <p>第二節 経営力向上（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三節 支援措置（第二十二条―第三十条）</p> <p>第四節 支援体制の整備（第三十一条―第四十七条）</p> <p>第五節 雑則（第四十八条）</p> <p>第四章 中小企業の先端設備等導入</p> <p>第一節 先端設備等導入（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 支援措置（第五十四条）</p> <p>第五章 中小企業の事業継続力強化</p> <p>第一節 事業継続力強化（第五十五条―第五十九条）</p> <p>第二節 支援措置（第六十条―第六十四条の二）</p> <p>第三節 雑則（第六十五条・第六十六条）</p> <p>第六章 雑則（第六十七条―第七十五条）</p> <p>第七章 罰則（第七十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第十四条・第十五条）</p> <p>第二節 経営力向上（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三節 支援措置（第二十二条―第三十条）</p> <p>第四節 支援体制の整備（第三十一条―第四十七条）</p> <p>第五節 雑則（第四十八条）</p> <p>第四章 中小企業の先端設備等導入</p> <p>第一節 先端設備等導入（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 支援措置（第五十四条）</p> <p>第五章 中小企業の事業継続力強化</p> <p>第一節 事業継続力強化（第五十五条―第五十九条）</p> <p>第二節 支援措置（第六十条―第六十四条）</p> <p>第三節 雑則（第六十五条・第六十六条）</p> <p>第六章 雑則（第六十七条―第七十五条）</p> <p>第七章 罰則（第七十六条）</p>

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 (略)

二 一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

三・四 (略)

(削る)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援、中小企業の先端設備等導入の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 (略)

二 組合等（前号に掲げる者を除く。）

三・四 (略)

3 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者（第三号に掲げる者にあつては、中小企業者に限る。）をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）

3・4 (略)

5| この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一| 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二| 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三| 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四| 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五| 企業組合  
六| 協業組合

七| 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

二| 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三| 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

4・5 (略)  
(新設)



であつて、政令で定めるもの

八 一般社団法人であつて前各号に掲げるものを直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

6 この法律において「特定事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定事業者

二 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人（前号に掲げる者を除く。）

7 〽9（略）

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合

6 この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

7 〽9（略）

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合

併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割(会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

六の二 株式交付(会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者等

併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割(会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

六の二 株式交付(会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が中小企業者等

である場合に限る。)により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

七 事業又は資産の譲受け(特定事業者等が他の特定事業者等から譲り受ける場合に限る。)

八 他の特定事業者等の株式又は持分の取得(特定事業者等による当該取得によって当該他の特定事業者等が当該特定事業者等の関係事業者(他の事業者がその経営を実質的に支配している)と認められているものとして主務省令で定める関係の有するものをいう。)となる場合に限る。)

九 (略)

11 この法律において「承継等特定事業者等」とは、特定事業者等が事業承継等(前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るもの)に限る。次項、第十七条第四項第一号、第十八条第三項並びに第二十七条第一項及び第二項において同じ。)を行う場合における当該特定事業者等をいう。

12 この法律において「被承継等特定事業者等」とは、承継等特定事業者等が他の特定事業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者等をいう。

13 この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第二十条第一項及び第二十一条第一項において同じ。)が行う特定事業者等に対する投資事業(主として経営力向上(事業承継等を行うもの)に限る。)を図る特定事業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するも

である場合に限る。)により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

七 事業又は資産の譲受け(中小企業者等が他の中小企業者等から譲り受ける場合に限る。)

八 他の中小企業者等の株式又は持分の取得(中小企業者等による当該取得によって当該他の中小企業者等が当該中小企業者等の関係事業者(他の事業者がその経営を実質的に支配している)と認められているものとして主務省令で定める関係の有するものをいう。)となる場合に限る。)

九 (略)

11 この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等(前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るもの)に限る。次項、第十七条第四項、第十八条第三項並びに第二十七条第一項及び第二項において同じ。)を行う場合における当該中小企業者等をいう。

12 この法律において「被承継等中小企業者等」とは、承継等中小企業者等が他の中小企業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者等をいう。

13 この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第二十条第一項及び第二十一条第一項において同じ。)が行う中小企業者等に対する投資事業(主として経営力向上(事業承継等を行うもの)に限る。)を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するも

のに限る。)であつて、当該特定事業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

14・15 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新たに設立された企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

(1) 新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

(2) 新規中小企業の事業活動の促進に当たつて配慮すべき事項

ロ (略)

二 中小企業等の経営革新及び経営力向上に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三・四 (略)

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

のに限る。)であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

14・15 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

(1) 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

(2) 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たつて配慮すべき事項

ロ (略)

二 中小企業等の経営革新の促進及び中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三・四 (略)

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

(略)

## 第二章 新たに設立された企業の事業活動の促進

## 第一節 新規中小企業の事業活動の促進

## 第四条 削除

(略)

## 第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進

## 第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

## (中小企業信用保険法の特例)

## 第四条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号

第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)の保険関係であつて、創業等関連保証(同項に規定する債務の保証(その保証について担保(保証人(その保証を受けた法人たる中小企業の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものに限る。)であつて、創業者及び新規中小企業者(第二条第四項第一号に掲げるもののうち当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったもの及び同項第二号に掲げるものうち当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの又は他の会社がその事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。)の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者及び新規中小企業者に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(中小企業等経営強化法第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者を含む。以下この条において同じ。)」のと、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第四条第一項に規定する創業等関連保証(以下「創業等関連

保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金額のうち保証をした額が八千万円(当該債務者」とあるのは「創業等関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金額のうち保証をした額がそれぞれ千五百万円及び八千万円(創業等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千五百万円及び八千万円から」とする。

2| 第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者であつて、創業等関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二(第一項及び第三項を除く。)及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3| 創業等関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

4| 無担保保険の保険関係であつて、創業等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五条 (中小企業投資育成株式会社法の特例)  
(略)

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付

(中小企業投資育成株式会社法の特例)  
第五条 (略)

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第六条・第七条 (略)

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

第八条・第九条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業(認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。))に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。をを受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に

社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。))の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第六条・第七条 (略)

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

第八条・第九条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業(認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。))に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。をを受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字

掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

		第三条第一項 保険価額の合計額が	第三条の二第一項及び第三条の三第一項 保険価額の合計額が
	第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金のうち	当該借入金のうち
当該債務者	社外高度人材活用新事業分野 野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金のうち	中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

句とする。

		第三条第一項 保険価額の合計額が	第三条の二第一項及び第三条の三第一項 保険価額の合計額が
	第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金のうち	当該借入金のうち
当該債務者	社外高度人材活用新事業分野 野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金のうち	中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ



野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

255 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十一条 (略)

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第十二条・第十三条 (略)

第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上

第一節 経営革新

(経営革新計画の承認)

第十四条 特定事業者は、単独で又は共同で行おうとする経営革

野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

255 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十一条 (略)

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第十二条・第十三条 (略)

第三章 中小企業の経営革新の促進及び中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

(経営革新計画の承認)

第十四条 中小企業者及び組合等は、単独で又は共同で行おうと

新に関する計画（特定事業者が第二条第五項第五号から第七号までに掲げる組合若しくは連合会又は会社を設立しようとする場合にあっては当該特定事業者がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、特定事業者が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、特定事業者がその外国関係法人等（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、特定事業者がその経営を実質的に支配している）と認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあっては当該特定事業者が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、特定事業者が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
い。

一 四 (略)

五 特定事業者（第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員に対し負担金の賦課をしようとする

する経営革新に関する計画（中小企業者及び組合等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会又は会社を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者及び組合等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等がその外国関係法人等（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者及び組合等がその経営を実質的に支配している）と認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあっては当該中小企業者及び組合等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者及び組合等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
い。

一 四 (略)

五 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

する場合にあつては、その賦課の基準

3 (略)

(経営革新計画の変更等)

第十五条 前条第一項の承認を受けた特定事業者は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

## 第二節 経営力向上

(事業分野別指針)

第十六条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、特定事業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。

2・3 (略)

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 (略)

(経営力向上計画の認定)

第十七条 特定事業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営

3 (略)

(経営革新計画の変更等)

第十五条 前条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

## 第二節 経営力向上

(事業分野別指針)

第十六条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。

2・3 (略)

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

5 (略)

(経営力向上計画の認定)

第十七条 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営

力向上に関する計画（特定事業者等が第二条第五項第五号から第七号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第六項第二号の政令で定める法人（以下この項において単に「法人」という。）を設立しようとする場合にあつては当該特定事業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共同で行う経営力向上に関するものを、特定事業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社又は法人（合併後存続する会社又は法人を含む。）が行う経営力向上に関するものを、特定事業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行おうとする場合にあつては当該特定事業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上に関するものを含む。以下「経営力向上計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、特定事業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合にあつては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

#### 2・3 (略)

4 経営力向上計画には、第二項第三号に掲げる事項として、次に掲げる事項を記載することができる。

一 特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二條第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位を被承継等特定事業者等が有する場合において当該地位が承継等特定事業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。

力向上に関する計画（中小企業者等が第一条第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第二項第三号若しくは第四号の政令で定める法人（以下この項において単に「法人」という。）を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共同で行う経営力向上に関するものを、中小企業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社又は法人（合併後存続する会社又は法人を含む。）が行う経営力向上に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行おうとする場合にあつては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上に関するものを含む。以下「経営力向上計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合にあつては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

#### 2・3 (略)

4 経営力向上計画には、第二項第三号に掲げる事項として、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二條第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位を被承継

等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事

）に基づく被承継等特定事業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項

二 特定事業者等が事業承継等により取得し、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査（次条第二項及び第二十二条第一項において「事業承継等事前調査」という。）に関する事項

5 経営力向上計画には、第二項第四号に掲げる事項として、特定事業者の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備える者であることを記載することができる。

6 (略)

7 主務大臣は、経営力向上計画に第四項第一号に規定する特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

8～10 (略)

(経営力向上計画の変更等)

第十八条 前条第一項の認定を受けた特定事業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができる。

5 経営力向上計画には、第二項第四号に掲げる事項として、中小企業者の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備える者であることを記載することができる。

6 (略)

7 主務大臣は、経営力向上計画に第四項に規定する特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

8～10 (略)

(経営力向上計画の変更等)

第十八条 前条第一項の認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る経営力向上計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営力向上計画」という。）に従つて経営力向上に係る事業（認定経営力向上計画に前条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、事業承継等事前調査を含む。）が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定経営力向上計画に従つて事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一 前条第七項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更 同条第七項に規定する行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）

二 新たに特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁

4 (略)

第十九条（第二十一条）(略)

第三節 支援措置

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る経営力向上計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営力向上計画」という。）に従つて経営力向上に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定経営力向上計画に従つて事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一 前条第七項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更 同条第七項に規定する行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）

二 新たに特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁

4 (略)

第十九条（第二十一条）(略)

第三節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第二十二條 承認経営革新事業(承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。)又は認定経営力向上事業(認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業(当該認定経営力向上計画に第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、事業承継等事前調査を含む。)をいう。以下この項、第二十五条第一項及び第六章において同じ。)を行う特定事業者(第二条第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、中小企業信用保険法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)のうち同項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、経営革新関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)又は経営力向上関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けたものについては、当該特定事業者を同法第二条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七、第三条の八及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七及び第三条の八中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第二十二条第一項に規定する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十二條 (新設)

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた特定事業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定（前項の規定により適用される場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三	当該借入金の額のうち	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三	当該借入金の額のうち	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ



条の三第二項	
当該借入金額のうち	当該債務者
経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

3| 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた特定事業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定(第一項の規定により適用される場合を含む。第七項において同じ。)の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

4| 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた特定事業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定(第一項の規定により適用される場合を含む。第八項において同じ。)の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。))以外の資金に係る債

条の三第二項	
当該借入金額のうち	当該債務者
経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2| 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

3| 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とある

務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

5| 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた特定事業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>第三条第一項 保険価額の合計額が</p>	<p>中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
--	-----------------------------	---

のは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4| 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>第三条第一項 保険価額の合計額が</p>	<p>中小企業等経営強化法第十二条第四項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
--	-----------------------------	---

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営力向上関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金額のうち 当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

6| 前項の規定にかかわらず、経営力向上関連保証のうち認定経営力向上計画（第十七条第五項の規定による記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの（第三十条第二項において「特例経営力向上関連保証」という。）を受けた特定事業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
--------	------	-------------------------------------

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営力向上関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金額のうち 当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

5| 前項の規定にかかわらず、経営力向上関連保証のうち認定経営力向上計画（第十七条第五項の規定による記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの（第三十条において「特例経営力向上関連保証」という。）を受けた中小企業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
--------	------	-------------------------------------



の他の保証(こと)に、当該債  
務者

7| 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた特定事業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金(以下「経営力向上事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

8| 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた特定事業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金(以下「経営力向上事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」

の他の保証(こと)に、当該債  
務者

6| 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第四項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金(以下「経営力向上事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

7| 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二十二條第四項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金(以下「経営力向上事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」

」とする。

9| 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は経営力向上関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定(第一項の規定により適用される場合を含む。)の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

10| (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定事業者が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業(認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。第二十五条第一項を除き、以下この節において同じ。)を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権

」とする。

8| 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は経営力向上関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

9| (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権

付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例）

第二十四条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で

付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第二十四条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一

経営力向上を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

三 特定事業者（当該特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）を行うこと。

四 特定事業者（当該特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

2・3 (略)

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条に規定する業務のほか、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行う特定事業者（第二条第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業

部と共同で経営力向上を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

三 中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）を行うこと。

四 中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

2・3 (略)

(新設)



特定事業を営むものに対し、当該特定事業者が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

5 前項の規定により特定事業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

(中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務)

第二十五条 中小企業基盤整備機構は、経営力向上を促進するため、特定事業者等(第二条第六項第二号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び特定事業者等(会社に限る。)が当該資金を調達するために発行する社債に係る債務の保証の業務を行う。

2 (略)

第二十六条 (略)

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十七条 認定経営力向上計画(事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。)に第十七条第四項第一号の特定許認可等

(新設)

(中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務)

第二十五条 中小企業基盤整備機構は、経営力向上を促進するため、中小企業者等(第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び中小企業者等(会社に限る。)が当該資金を調達するために発行する社債に係る債務の保証の業務を行う。

2 (略)

第二十六条 (略)

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十七条 認定経営力向上計画(事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。)に第十七条第四項の特定許認可等に基づ

に基づく被承継等特定事業者等の地位が記載されている場合において、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等特定事業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継する。

2 承継等特定事業者等は、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等を行ったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により承継等特定事業者等が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。

4 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 特定事業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第九号に掲げる措置に係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

く被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

2 承継等中小企業者等は、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等を行ったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により承継等中小企業者等が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。

4 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第九号に掲げる措置に係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十九条 認定経営力向上計画(事業承継等(第二条第十項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。))に係る事項の記載があるものに限る。)に記載された被承継等特定事業者等であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において「被承継会社」という。)は、当該認定経営力向上計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。)に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

254 (略)

(中小企業基盤整備機構の行う助言業務等)

第三十条 中小企業基盤整備機構は、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行う特定事業者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)の依頼に応じて、当該承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に関し必

(被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十九条 認定経営力向上計画(事業承継等(第二条第十項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。))に係る事項の記載があるものに限る。)に記載された被承継等中小企業者等であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において「被承継会社」という。)は、当該認定経営力向上計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。)に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

254 (略)

(中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第三十条 (新設)

要な助言を行う。

2| 中小企業基盤整備機構は、特例経営力向上関連保証を受けようとする特定事業者に対して資金の貸付けを行うおとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

#### 第四節 支援体制の整備

（認定経営革新等支援機関）

第三十一条（略）

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 経営革新又は経営力向上を行うおとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二（略）

3・4（略）

第三十二条～第四十条（略）

（認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）

第四十一条 政府は、経営力向上を行うおとする特定事業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関（第三十九条第二項第一号に掲げる業

中小企業基盤整備機構は、特例経営力向上関連保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行うおとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

#### 第四節 支援体制の整備

（認定経営革新等支援機関）

第三十一条（略）

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 経営革新を行うおとする中小企業又は経営力向上を行うおとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二（略）

3・4（略）

第三十二条～第四十条（略）

（認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）

第四十一条 政府は、経営力向上を行うおとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関（第三十九条第二項第一号に掲げる業

務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に  
限る。) に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号  
)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行  
うことができる。

#### 第四十二条 (略)

#### (認定情報処理支援機関)

#### 第四十三条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定情報処理支援機関」とい  
う。)は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業  
等に対する情報処理を行う方法(サイバーセキュリティ(サイ  
バーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条  
に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十五条において  
同じ。)の確保を含む。)に係る指導、助言、情報の提供その  
他の情報処理に関する支援を行うものとする。

#### 3・4 (略)

#### 第四十四条～第四十七条 (略)

#### 第五節 雑則

#### (研究開発の推進)

第四十八条 国は、中小企業等の技術に関する研究開発による経  
営強化を図るため、中小企業等と大学、高等専門学校等との連  
携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開

務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に  
限る。) に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号  
)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行  
うことができる。

#### 第四十二条 (略)

#### (認定情報処理支援機関)

#### 第四十三条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定情報処理支援機関」とい  
う。)は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業  
者等に対する情報処理を行う方法(サイバーセキュリティ(サ  
イバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二  
条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十五条におい  
て同じ。)の確保を含む。)に係る指導、助言、情報の提供そ  
の他の情報処理に関する支援を行うものとする。

#### 3・4 (略)

#### 第四十四条～第四十七条 (略)

#### 第五節 雑則

#### (研究開発の推進)

第四十八条 国は、中小企業者の技術に関する研究開発による経  
営強化を図るため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連  
携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開

発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

#### 第四章 中小企業の先端設備等導入

##### 第一節 先端設備等導入

第四十九条～第五十三条 (略)

##### 第二節 支援措置

第五十四条 (略)

#### 第五章 中小企業の事業継続力強化

##### 第一節 事業継続力強化

(事業継続力強化計画作成指針)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、事業継続力強化計画作成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 (略)

発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

#### 第四章 中小企業の先端設備等導入

##### 第一節 先端設備等導入

第四十九条～第五十三条 (略)

##### 第二節 支援措置

第五十四条 (略)

#### 第五章 中小企業の事業継続力強化

##### 第一節 事業継続力強化

(事業継続力強化計画作成指針)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、事業継続力強化計画作成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

4 (略)

(事業継続力強化計画の認定)

第五十六条 (略)

2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 事業継続力強化の実施期間

四 (略)

3 (略)

(事業継続力強化計画の変更等)

第五十七条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化計画」という。)に従って事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

(連携事業継続力強化計画の認定)

第五十八条 (略)

2 連携事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 連携事業継続力強化を行う中小企業者(複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等(外国の法令に準

(事業継続力強化計画の認定)

第五十六条 (略)

2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 事業継続力強化の実施時期

四 (略)

3 (略)

(事業継続力強化計画の変更等)

第五十七条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第六十条第一項及び第七十一条第七項において「認定事業継続力強化計画」という。)に従って事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

(連携事業継続力強化計画の認定)

第五十八条 (略)

2 連携事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 連携事業継続力強化を行う中小企業者(複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等(外国の法令に準

拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。）の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）以外の事業者（以下「大企業者」という。）がある場合は、当該大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三（略）

四 連携事業継続力強化の実施期間

五（略）

3（略）

（連携事業継続力強化計画の変更等）

第五十九条（略）

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携事業継続力強化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携事業継続力強化計画」という。）に従つて連携事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3（略）

## 第二節 支援措置

拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。）の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）以外の事業者（以下この号において「大企業者」という。）がある場合は、当該大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三（略）

四 連携事業継続力強化の実施時期

五（略）

3（略）

（連携事業継続力強化計画の変更等）

第五十九条（略）

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携事業継続力強化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第六十一条第一項及び第七十一条第七項において「認定連携事業継続力強化計画」という。）に従つて連携事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3（略）

## 第二節 支援措置



(中小企業信用保険法の特例)

第六十条 (略)

第六十一条 (略)

25 (略)

6 認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものであつて、認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金(経済産業省令で定めるものに限る。)に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該大企業者を同法第二条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金(同条第六項の経済産業省令で定めるものに限る。)の借入れ」とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第六十二条 (略)

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第六十条 (略)

第六十一条 (略)

25 (略)

(新設)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第六十二条 (略)

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の

(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第六十三条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに対し、認定連携事業継続力強化を行うために必要とする長期の資金（経済産業省令で定めるものに限る。）を貸し付ける業務を行うことができる。

4 前項の規定により大企業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第六十三条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第六十四条 (略)

(中小企業倒産防止共済法の特例)

第六十四条の二 第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定を受けた中小企業者であつて当該認定の申請(認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の開始前に第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請)の時ににおいて中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)第二条第一項に規定する中小企業者であつた者が当該認定の申請の時から当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の終了までの間に同項に規定する中小企業者でなくなつた場合には、当該事業者は、当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間内においては、引き続き同項に規定する中小企業者とみなして、同法第九条及び第十条の規定を適用する。

第三節 雑則

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)  
(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)

2 国は、中小企業者がその所在する地域において発生が想定される自然災害についての情報の提供を円滑に受けられるよう、地方公共団体、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小

第六十四条 (略)

(新設)

第三節 雑則

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)  
(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)  
(新設)

企業団体中央会その他の者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第六章 雑則

第六十七条～第六十九条 (略)

(調査、指導及び助言)

第七十条 (略)

2 行政庁は、承認経営革新事業を行う特定事業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

3 主務大臣は、認定経営力向上事業を行う特定事業者等について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

4～9 (略)

第七十一条 (略)

(所管行政庁等)

第七十二条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

一 第二条第五項第一号から第六号までに掲げる者(第三号において「個別特定事業者」という。)が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域に含む都道府県の知事

## 第六章 雑則

第六十七条～第六十九条 (略)

(調査、指導及び助言)

第七十条 (略)

2 行政庁は、承認経営革新事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

3 主務大臣は、認定経営力向上事業を行う中小企業者等について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

4～9 (略)

第七十一条 (略)

(所管行政庁等)

第七十二条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

一 第二条第一項第一号から第七号までに掲げる者(第三号において「個別中小企業者」という。)が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域に含む都道府県の知事

二 第二条第五項第七号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの（次号において「地区組合」という。）のうちその地区が一の都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事

三 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ (略)

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

四 (略)

2 (略)

(主務大臣)

第七十三条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第二号ロ(1)及びハ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2  
6 (略)

二 第二条第一項第八号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの（次号において「地区組合」という。）のうちその地区が一の都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事

三 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ (略)

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第六項に規定する一般社団法人

四 (略)

2 (略)

(主務大臣)

第七十三条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号イに掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号ロ(1)及びハ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2  
6 (略)

7| 第三条第三項ただし書における主務省令は、第一項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

8| (略)

9| 第十六条第四項ただし書における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

10| 13| (略)

第七十四条 (略)

(権限の委任)

第七十五条 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第七十三条第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章 罰則

第七十六条 (略)

(新設)

7| (略)

(新設)

8| 11| (略)

第七十四条 (略)

(権限の委任)

第七十五条 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第七十三条第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章 罰則

第七十六条 (略)

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p> <p>  第一節 基本計画の同意等（第四条―第八条）</p> <p>  第二節 促進区域における措置（第九条―第十二条）</p> <p>  第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第三十条）</p> <p>  第四節 承認連携支援計画に係る措置（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第三章 雑則（第三十六条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 総則</p> <p>  第一条（略）</p> <p>  （定義）</p> <p>  第二条（略）</p> <p>  3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p> <p>  第一節 基本計画の同意等（第四条―第八条）</p> <p>  第二節 促進区域における措置（第九条―第十二条）</p> <p>  第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第三十条）</p> <p>  第四節 承認連携支援計画に係る措置（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第三章 雑則（第三十六条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 総則</p> <p>  第一条（略）</p> <p>  （定義）</p> <p>  第二条（略）</p> <p>  3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>

一〇八 (略)

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。次項第八号において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

4| この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五 企業組合

六 協業組合

七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

一〇八 (略)

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

(新設)



であつて、政令で定めるもの

八 特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が五百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人）以下のもの

5| この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、特定事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

6| この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が特定事業者である場合に限る。）

（により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が特定事業者である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社はその事業に関して有

4| この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

5| この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。）

（により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社はその事業に関して有

する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が特定事業者である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が特定事業者である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が特定事業者である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者である場合に限る。）により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

八 事業又は資産の譲受け（特定事業者が他の特定事業者から譲り受ける場合に限る。）

九 特定事業者による他の特定事業者の株式又は持分の取得（当該取得によって当該特定事業者が当該他の特定事業者の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。）

する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が中小企業者である場合に限る。）により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

八 事業又は資産の譲受け（中小企業者が他の中小企業者から譲り受ける場合に限る。）

九 中小企業者による他の中小企業者の株式又は持分の取得（当該取得によって当該中小企業者が当該他の中小企業者の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。）

十 (略)

- 7| この法律において「承継等特定事業者」とは、特定事業者が事業承継等を行う場合における当該特定事業者をいう。
- 8| この法律において「被承継等特定事業者」とは、承継等特定事業者が他の特定事業者から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者をいう。

第三条 (略)

第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置

第一節 基本計画の同意等

第四条～第八条 (略)

第二節 促進区域における措置

第九条～第十二条 (略)

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 (略)

2 (略)

- 3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

十 (略)

- 6| この法律において「承継等中小企業者」とは、中小企業者が事業承継等を行う場合における当該中小企業者をいう。
- 7| この法律において「被承継等中小企業者」とは、承継等中小企業者が他の中小企業者から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者をいう。

第三条 (略)

第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置

第一節 基本計画の同意等

第四条～第八条 (略)

第二節 促進区域における措置

第九条～第十二条 (略)

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 (略)

2 (略)

- 3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一・二 (略)

三 地域経済牽引事業の実施に当たって、特定事業者が第十九条第三項、第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

ロ (略)

ハ 第十九条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項

四・五 (略)

4 (略)

第十四条 (略)

(特定事業者であつた承認地域経済牽引事業者の特例)

第十五条 承認地域経済牽引事業者(第十三条第一項の規定による承認の申請(前条第一項の規定による変更の承認の申請があつたときは、当該変更の承認の申請)の時において特定事業者であつた者に限る。)が当該承認の申請の時から当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなつた場合には、当該特定事業者でなくなつた承認地域経済牽引事業者は、当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内において、引き続き特定事業者であるものとみなして、この法律の規定(第二十八条及び第三十三条を除く。)を適用する。

第十六条(第十八条 (略)

一・二 (略)

三 地域経済牽引事業の実施に当たって、中小企業者が第十九条第二項、第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称

ロ (略)

ハ 第十九条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項

四・五 (略)

4 (略)

第十四条 (略)

(中小企業者であつた承認地域経済牽引事業者の特例)

第十五条 承認地域経済牽引事業者(第十三条第一項の規定による承認の申請(前条第一項の規定による変更の承認の申請を含む。)の時において中小企業者であつた者に限る。)が当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に中小企業者でなくなつた場合には、当該中小企業者でなくなつた承認地域経済牽引事業者は、当該実施期間内においては、引き続き中小企業者であるものとみなして、この法律の規定(第二十八条及び第三十三条を除く。)を適用する。

第十六条(第十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十九条 承認地域経済牽引事業者(第二条第四項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる者に限り、第十五条の規定により特定事業者とみなされたものを含む。)のうち中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであって、地域経済牽引事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けたもの(同法第二条第一項に規定する中小企業業者に該当するものを除く。)については、当該承認地域経済牽引事業者を同項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

2 | 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(次項及び第五項において「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(次項及び第五項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証を受けた特定事業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定(前項の規定により適用される場合を含む。次項において同じ。)(の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(中小企業信用保険法の特例)  
第十九条 (新設)

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(次項及び第四項において「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(次項及び第四項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、こ

第三条第一項	保険価額の合計額が	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

第三条第一項	保険価額の合計額が	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

当該債務者	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
-------	-------------------------------

3| 前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事業関連保証のうち承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの（第三十条第二項において「特例地域経済牽引事業関連保証」という。）を受けた特定事業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項 含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
保険価額の合計額が	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（ <u>同条第三項</u> に規定する特例地域経済牽引事業関連保証を含む）

当該債務者	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
-------	-------------------------------

2| 前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事業関連保証のうち承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの（第三十条において「特例地域経済牽引事業関連保証」という。）を受けた中小企業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項 含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
保険価額の合計額が	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（ <u>同条第二項</u> に規定する特例地域経済牽引事業関連保証を含む）

4 | 普通保険の保険関係であって、地域経済牽引事業関連保証に

	<p>第三条の二第二項</p>	<p>第三条の二第二項及び第三条の三第二項</p>	<p>第三条の二第二項及び第三項の三第二項</p>
	<p>保証人の保証を除く。</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>
<p>む。以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>
<p>当該債務者</p>	<p>当該債務者</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>	<p>当該債務者</p>

3 | 普通保険の保険関係であって、地域経済牽引事業関連保証に

	<p>第三条の二第二項</p>	<p>第三条の二第二項及び第三条の三第二項</p>	<p>第三条の二第二項及び第三項の三第二項</p>
	<p>保証人の保証を除く。</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>
<p>む。以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>
<p>当該債務者</p>	<p>当該債務者</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>	<p>当該債務者</p>



係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定(第一項の規定により適用される場合を含む。)の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5| (略)

(削る)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定事業者が承認地域経済牽引事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認地域経済牽引事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に

係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

4| (略)

承認地域経済牽引事業者(第十五条の規定により中小企業者とみなされた者に限る。)であつて、地域経済牽引事業関連保証を受けたものについては、当該承認地域経済牽引事業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認地域経済牽引事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認地域経済牽引事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に

付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

## 第二十一条 (略)

(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第二十二条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合において、当該外国関係法人等

付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

## 第二十一条 (略)

(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第二十二条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合において、当該外国関係法人等

に対して、当該外国関係法人等が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 特定事業者（当該特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うこと。

2  
3 (略)

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条に規定する業務のほか、第十五条の規定により特定事業者とみなされた承認地域経済牽引事業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号イに規定する中小企業特定事業を営むものに限る。）に対し、当該承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

5 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、承認地域経済牽引事業者（第二条第四項第一号から第四号までに掲げる者に限り、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事

に対して、当該外国関係法人等が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 中小企業者（当該中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うこと。

2  
3 (略)

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条の規定にかかわらず、第十五条の規定により中小企業者とみなされた承認地域経済牽引事業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号イに規定する中小企業特定事業を営むものに限る。）に対し、承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

(新設)

業を営むものに対し、当該承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

6 前二項の規定により承認地域経済牽引事業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖繩振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第二十三条～第二十七条 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 特定事業者が承認地域経済牽引事業計画(第十三条第三項第三号に掲げる事項(第二条第六項第十号に掲げる措置に係るものに限る。))の記載があるものに限る。)に従って当該承認の日から二月を経過する日までに当該承認に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

5 前項の規定により承認地域経済牽引事業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖繩振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第二十三条～第二十七条 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 中小企業者が承認地域経済牽引事業計画(第十三条第三項第三号に掲げる事項(第二条第五項第十号に掲げる措置に係るものに限る。))の記載があるものに限る。)に従って当該承認の日から二月を経過する日までに当該承認に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十九条 承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第六項第八号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に記載された被承継等特定事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、当該承認地域経済牽引事業計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

254 (略)

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う助言業務等）

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業を行う特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認地域経済牽引事業の実施に関し必要な助言を行う。

2| 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特例地域経済牽引事業関連保証を受けようとする特定事業者に対して資金の貸付け

第二十九条 承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第五項第八号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に記載された被承継等中小企業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、当該承認地域経済牽引事業計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

254 (略)

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務）

第三十条 （新設）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特例地域経済牽引事業関連保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付け

を行おうとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四節 承認連携支援計画に係る措置

第三十一条～第三十五条（略）

第三章 雑則

第三十六条～第四十二条（略）

（主務大臣及び主務省令）

第四十三条（略）

2～4（略）

5 第二条第六項第九号、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

6（略）

第四十四条（略）

を行おうとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四節 承認連携支援計画に係る措置

第三十一条～第三十五条（略）

第三章 雑則

第三十六条～第四十二条（略）

（主務大臣及び主務省令）

第四十三条（略）

2～4（略）

5 第二条第五項第九号、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

6（略）

第四十四条（略）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十六条）</p> <p>第四章 雑則（第十七条・第十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例</p> <p>第三条～第十一条（略）</p> <p>第三章 支援措置</p> <p>（経済産業大臣の認定）</p> <p>第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。</p> <p>一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例</p> <p>第三条～第十一条（略）</p> <p>第三章 支援措置</p> <p>（経済産業大臣の認定）</p> <p>第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。</p> <p>一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六</p>

十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下この項において同じ。） 次のいずれかに該当すること。

イ〜ロ (略)

ニ 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する金融機関をいう。次条第六項及び第十六条第三項において同じ。）からの借入れによる債務を保証していることその他当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがある事由として経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ホ 当該中小企業者（株式会社に限る。）の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該中小企業者の一部の株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（第十六条第二項において「株式会社事業後継者」という。）に円滑に承継させることが困難であると認められること。

二・三 (略)

2 (略)

第十三条・第十四条 (略)

(所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例)

十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下この項において同じ。） 次のいずれかに該当すること。

イ〜ロ (略)

ニ 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する金融機関をいう。次条第六項及び第十五条第三項において同じ。）からの借入れによる債務を保証していることその他当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがある事由として経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

(新設)

二・三 (略)

2 (略)

第十三条・第十四条 (略)



第十五条 第十二条第一項第一号ホに該当する者として同項の認

(新設)

定を受けた者(次項及び次条第五項において「特例株式会社」という。)についての会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「前条第一項又は第二百九十四条第二項の規定により通知及び催告をすることを要しない」とあるのは「する通知又は催告が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「一年間」と、同条第五項第一号中「前条第三項において準用する同条第一項の規定により」とあるのは「当該登録株式質権者に対してする」と、「をすることを要しない」とあるのは「が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「一年間」とする。

2| 前項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をする場合には、特例株式会社は、同法第百九十八条第一項に定める手続に先立ち、前項の規定により読み替えて適用する同法第百九十七条第一項の株式の株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議を述べることができる旨その他経済産業省令で定める事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者(同法第百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。次項第三号において同じ。)には、各別にこれを催告しなければならぬ。ただし、当該期間は、三月を下ることができない。

3| 次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定は適用しない。

一 前項の期間が満了していない場合

二 前項の期間内に利害関係人が異議を述べた場合

三 前項の規定による催告が同項に規定する株式の株主又はその登録株式質権者に到達した場合

4 会社法第九十八条第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による催告について準用する。

(指導及び助言等)

第十六条 (略)

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条において「機構」という。)は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者(第三条第二項に規定する旧代表者をいう。)、会社事業後継者(同条第三項に規定する会社事業後継者をいう。)、旧個人事業者(同条第四項に規定する旧個人事業者をいう。)、個人事業後継者(同条第五項に規定する個人事業後継者をいう。)、株式会社事業後継者その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

3・4 (略)

5 機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、特例株式会社に対して前条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十七条第二項の規定により売却する株式の全部又は一部を同条第三項の規定により買い取るための資金の貸付けを行うおとする金融機関の依頼に応じて、その売却又は買取りの手續に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四章 雑則

(指導及び助言等)

第十五条 (略)

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条において「機構」という。)は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者(第三条第二項に規定する旧代表者をいう。)、会社事業後継者(同条第三項に規定する会社事業後継者をいう。)、旧個人事業者(同条第四項に規定する旧個人事業者をいう。)、個人事業後継者(同条第五項に規定する個人事業後継者をいう。その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

3・4 (新設)  
(略)

第四章 雑則

第十七条・第十八条  
(略)

第十六条・第十七条  
(略)

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業とて行うものという。</p> <p>一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものという。</p> <p>一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合</p>

しくは一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

3 3 6 (略)

(振興基準)

第三条 (略)

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項

三 3 7 (略)

八 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 (略)

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 (略)

(振興事業計画)

第五条 親事業者及びその一若しくは二以上の下請事業者又はその構成員の大部分が当該親事業者の下請事業者である事業協同組合その他の団体(以下「下請事業者等」という。)は、当該親事業者の発注分野の明確化、当該一若しくは二以上の下請事業者又は当該団体の構成員である当該親事業者の下請事業者の

におけるその情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

3 3 6 (略)

(振興基準)

第三条 (略)

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三 3 7 (略)

八 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 (略)

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

第四条 (略)

(振興事業計画)

第五条 親事業者及び特定下請組合等(事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。))であつてその構成員の大部分が当該親事業者の営む事業について第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行っているものをいう。以下同じ。)は、当該親事業者が当該特定

施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 (略)

3 親事業者は、下請事業者等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該下請事業者等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

(承認の基準)

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該親事業者及び下請事業者等がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 (略)

三 当該下請事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該団体の構成員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 (略)

3 親事業者は、特定下請組合等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該特定下請組合等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

(承認の基準)

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該親事業者及び特定下請組合等がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 (略)

三 当該特定下請組合等の構成員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

(新設)

ロ 当該団体の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(削る)

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五条第一項の承認を受けた親事業者及び下請事業者等は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた親事業者又は下請事業者等が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 (略)

第八条〜第十条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)、又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同

(新設)

四 当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五条第一項の承認を受けた親事業者及び特定下請組合等は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた親事業者又は特定下請組合等が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 (略)

第八条〜第十条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第四条第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(特定下請組合等の構成員であるものを含む。))に対する同項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて

法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証（同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者（当該承認計画に従つて振興事業を実施する下請事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である下請事業者であつて当該団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む。）に対する同法第三条の四第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。）であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p> <p>保険価額の合計額が</p>		<p>下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証（以下「下請振興関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第一項、第三条</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額</p>

振興事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」とする。



の三第一項及び 第三条の四 第一項		とその他の保険関係の保険 価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第 三項及び第三 条の三第二項	当該借入金の 額のうち	下請振興関連保証及びその 他の保証ごとに、それぞれ 当該借入金額のうち
	当該債務者	下請振興関連保証及びその 他の保証ごとに、当該債務 者

2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業（以下「認定特定下請連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合	下請中小企業振興法第十一
--------	--------	--------------

2 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）は、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業（以下「認定特定下請連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合	下請中小企業振興法第十一
--------	--------	--------------

			計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	特定下請連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証（以下「特定下請連携事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	
当該債務者	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者		

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものに

			計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	特定下請連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証（以下「特定下請連携事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	
当該債務者	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者		

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の

ついで同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十一條第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、下請振興関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十二条 (略)

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十一條第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十二条 (略)

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その

第十三条 (略)

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた親事業者又は下請事業者等に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(下請中小企業取引機会創出事業者の認定)

第十五条 次に掲げる事業(以下「下請中小企業取引機会創出事業」という。)を行う者は、申請により、第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 法人又は個人から第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。
- 二 前号の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。
- 三 第一号に掲げる事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な

行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第十三条 (略)

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた親事業者又は特定下請組合等に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(新設)

助言及び情報の提供を行うこと。

2| 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる事務所の所在地

三 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項

イ 下請中小企業取引機会創出事業の内容

ロ 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3| 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その行う下請中小企業取引機会創出事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その行う下請中小企業取引機会創出事業を実施する体制が下請中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

4| 第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

。  
（認定の更新）

第十六条 前条第一項の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（新設）

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

（報告の徴収）

第十七条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

（新設）

（認定の取消し）

第十八条 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

一 第十五条第三項各号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十五条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 不正の手段により第十五条第一項の認定又は第十六条第一項の更新を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を

示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第十九条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(新設)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業(以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」という。)に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)

第三条第一項	保険価額の合計額が
	下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証(以下「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」という。)に係る保険

2

新事業開拓保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する認定下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの（以下「下請中小企業取引機会創出事業資金」という。

	<p>第三条の二第一項及び第三条の三第一項</p>	<p>関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
	<p>第三条の二第二項及び第三条の三第二項</p>	<p>下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
	<p>当該借入金金の額のうち</p>	<p>下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち</p>
	<p>当該債務者</p>	<p>下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>



）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3| 普通保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4| 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うた

（新設）

めに資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定事業者協力業務）

第二十二條 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（下請企業振興協会）

第二十三條・第二十四條 （略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務）

（新設）

（下請企業振興協会）

第十五條・第十六條 （略）

第二十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(調査)

第二十六条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第二十七条・第二十八条 (略)

(罰則)

第二十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第三十条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

(新設)

第十七条・第十八条 (略)

(罰則)

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2| 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

(新設)

(新設)

対して各本条の刑を科する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第六条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>第七条―第十四条（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一―八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第六条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>第七条―第十四条（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一―八（略）</p>

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二  
条及び第二十五条の規定による債務の保証並びに同法第三十  
条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第六十四条の規  
定による協力をを行うこと。

十 十三（略）

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十  
八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債務の保証、  
同法第七十八条及び第三百三十一条第一項の規定による協力並  
びに同法第四百十条の規定による出資その他の業務を行うこ  
と。

十五（略）

十六 削除

十七 二十五（略）

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない  
範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 事業者（中小企業者を除く。次号及び第三号において同じ  
。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行う  
こと。

二（略）

三 次に掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行  
うこと。

イ 経営の革新を行う事業者

ロ 事業者の経営の革新を支援する事業を行う者

四 八（略）

3（略）

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二  
条及び第二十五条の規定による債務の保証並びに同法第三十  
条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第五十八条の規  
定による協力をを行うこと。

十 十三（略）

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十  
二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債  
務の保証、同法第七十八条及び第三百三十一条第一項の規定に  
よる協力並びに同法第四百十条の規定による出資その他の業  
務を行うこと。

十五（略）

十六 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第  
十八条及び第二十五条の規定による債務の保証を行うこと。

十七 二十五（略）

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない  
範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 事業者（中小企業者を除く。次号において同じ。）の依頼  
に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二（略）

（新設）

三 七（略）

3（略）

4| 第二項第三号に掲げる業務は、第十八条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産を著しく減少させない範囲内で行わなければならない。

5| 第二項第八号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

6| (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号及び第二項第三号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一・二 (略)

(新設)

4| 第二項第七号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5| (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一・二 (略)

三 第十五条第一項第七号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七（略）

八 第十五条第二項第八号に掲げる業務

254（略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

（一）、同項第九号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）

（二）同項第十一号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第七十八条及び第百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第四百十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十九号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十二条及び第二十五条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）及び同項第十五号に掲げる業務

三 第十五条第一項第七号から第十号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七（略）

八 第十五条第二項第七号に掲げる業務

254（略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

（一）、同項第九号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）

（二）同項第十一号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第七十八条及び第百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第四百十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十九号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十二条及び第二十五条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）、同項第十五号に掲げる業務



務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開發のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五（略）

2 第十五条第五項の規定は、前項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「小規模企業共済勘定」という。）からの他の勘定への資金の融通について準用する。

第十九条・第二十条（略）

（第二種信用基金）

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び

及び同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開發のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五（略）

2 第十五条第四項の規定は、前項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「小規模企業共済勘定」という。）からの他の勘定への資金の融通について準用する。

第十九条・第二十条（略）

（第二種信用基金）

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び

第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきも  
のとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこ  
れに充てるものとする。

2 (略)

第二十二条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条～第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条～第三十五条 (略)

附則

第一条～第八条の八 (略)

(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前  
の産業競争力強化法等に係る業務の特例)

第八条の九 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並び  
に附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで  
並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行  
う。

一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年

額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てる  
べきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をも  
つてこれに充てるものとする。

2 (略)

第二十二条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条～第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条～第三十五条 (略)

附則

第一条～第八条の八 (略)

(新設)

法律第 号) 附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第十二条の業務

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号。次号において「旧生産性特措法」という。)第十八条の業務

三 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧生産性特措法第二十五条の業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

第九条く第十三条の三 (略)

第十三条の四 機構は、附則第八条の七に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めるときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 (略)

第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに

第九条く第十三条の三 (略)

第十三条の四 機構は、附則第八条の七に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めるときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 (略)

(新設)

、それぞれの業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2| 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の九までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十七条第一項第三号	含む。	含む。並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務並びに附則第八条の五、第八条の七及び第八条の九の業務

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の八までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十七条第一項第三号	含む。	含む。並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務並びに附則第八条の五及び第八条の七の業務

第十八条第一 項第一号	(略)	(略)	第七号に掲げる業務	第十八条第一 項第二号	(略)	(略)	附帯する業務	第十八条第一 項第三号	(略)	(略)	第十五条第二 項第六号に掲 げる業務
	(略)	(略)	第七号に掲げる業務並びに附則第八条及び第八條の六の業務		(略)	(略)	(略)		附帯する業務並びに附則第七条、第八条の三、第八条の五、第八条の七及び第八条の九の業務	(略)	(略)

第十八条第一 項第一号	(略)	(略)	第六号に掲げる業務	第十八条第一 項第二号	(略)	(略)	附帯する業務	第十八条第一 項第三号	(略)	(略)	第十五条第二 項第五号に掲 げる業務
	(略)	(略)	第六号に掲げる業務並びに附則第八条及び第八條の六の業務		(略)	(略)	(略)		附帯する業務並びに附則第七条、第八条の三、第八条の五及び第八条の七の業務	(略)	(略)

		第二十一条第一項	(略)		第十九条第一項	
(略)		掲げる業務	(略)		第二項の業務	(略)
(略)		掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五、第八条の七及び第八条の九の業務	(略)	掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五、第八条の七及び第八条の九の業務	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の九までの業務	(略)
						ものに係るものに限る。 （並びに附則第八条の八第一号及び第四号の業務（それぞれ改正前中小強化学法第七十二条第二項に規定するものに係るものに限る。）

		第二十一条第一項	(略)		第十九条第一項	
(略)		掲げる業務	(略)		第二項の業務	(略)
(略)		掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五及び第八条の七の業務	(略)	掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五及び第八条の七の業務	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の八までの業務	(略)
						ものに係るものに限る。 （並びに附則第八条の八第一号及び第四号の業務（それぞれ改正前中小強化学法第七十二条第二項に規定するものに係るものに限る。）

第十五条 (略)	第三十五条第 二号	(略)
	第二項	(略)
	第二項並びに附則第五 条第一項及び第二項、第六 条第一項から第四項まで 並びに第七條から第八條 の九まで	(略)

第十五条 (略)	第三十五条第 二号	(略)
	第二項	(略)
	第二項並びに附則第五 条第一項及び第二項、第六 条第一項から第四項まで 並びに第七條から第八條 の八まで	(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第六条 （略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>第七条―第十四条 （略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一―八 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第六条 （略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>第七条―第十四条 （略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一―八 （略）</p>



九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二  
条及び第二十五条の規定による債務の保証、同法第三十条第  
一項の規定による助言並びに同条第二項並びに同法第三十八  
条、第四十条、第四十六条及び第六十四条の規定による協力  
を行うこと。

十～十三 （略）

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十  
八条、第二十一条の五、第三十四条及び第五十一条の規定に  
よる債務の保証、同法第六十五条の六の規定による助言、同  
法第七十八条及び第三百三十一条第一項の規定による協力並び  
に同法第四百十条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十五 （略）

（削る）

十六～十九 （略）

二十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）  
第二十二條及び第二十五条の規定による協力を行うこと。

二十一 （略）

二十二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤  
強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十条第一  
項の規定による助言並びに同条第二項及び同法第三十五条の  
規定による協力を行うこと。

二十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（  
平成二十年法律第三十三号）第十六条第二項の規定による助  
言及び同条第三項から第五項までの規定による協力を行うこ  
と。

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二  
条及び第二十五条の規定による債務の保証並びに同法第三十  
条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第六十四条の規  
定による協力を行うこと。

十～十三 （略）

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十  
八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債務の保証、  
同法第七十八条及び第三百三十一条第一項の規定による協力並  
びに同法第四百十条の規定による出資その他の業務を行うこ  
と。

十五 （略）

十六 削除

十七～二十 （略）

（新設）

二十一 （略）

二十二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤  
強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十条及び  
第三十五条の規定による協力を行うこと。

二十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（  
平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助  
言並びに同条第三項及び第四項の規定による協力を行うこと。

二十四・二十五 (略)

256 (略)

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 (略)

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務(以下この項において「共済事業」という。)に關連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に關連する同号に掲げる業務に附帶する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第九号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務(産業競争力強化法第六十五条の六に規定する助言、同法第七十八条及び第三百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第四百四十条に規定する出資その他の業務に限

二十四・二十五 (略)

256 (略)

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 (略)

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務(以下この項において「共済事業」という。)に關連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に關連する同号に掲げる業務に附帶する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第九号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務(産業競争力強化法第七十八条及び第三百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第四百四十条に規定する出資その他の業務に限る。)並びに第十五条第一項第十九号

る。)並びに第十五条第一項第十八号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる業務

二・三 (略)

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条～第二十一条 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)及び第十五条第一項第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2～6 (略)

第二十三条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる業務

二・三 (略)

四 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条～第二十一条 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)及び第十五条第一項第十八号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2～6 (略)

第二十三条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条〜第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条〜第三十五条 (略)

附則

第一条〜第八条の八 (略)

(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る業務の特例)  
第八条の九 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 (略)

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第二十五条第一項の業務

三・四 (略)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第九条〜第十三条の五 (略)

第二十六条〜第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条〜第三十五条 (略)

附則

第一条〜第八条の八 (略)

(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る業務の特例)  
第八条の九 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

第九条〜第十三条の五 (略)



第二十二條第一項	(略)	(略)	(略)	第十八條第一項第三号			(略)	
第十五條第一項第十七号に掲げる業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十五條第一項第十七号に掲げる業務、附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務、附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十二條第一項	(略)	(略)	(略)	第十八條第一項第三号			(略)	
第十五條第一項第十八号に掲げる業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十五條第一項第十八号に掲げる業務、附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務、附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十五条 (略)

(略)	
(略)	
(略)	性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)並びに附則第八条の八第一号の業務(改正前中小強化法第七十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)

第十五条 (略)

(略)	
(略)	
(略)	性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)並びに附則第八条の八第一号の業務(改正前中小強化法第七十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)

改正案	現行
<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第八号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第八号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行つた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第七号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第七号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行つた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 （略）</p>



改正案

別表第三

<p>文書名</p>	<p>作成者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十六号並びに第十七号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第三号及び第七号に</p>	

現行

別表第三

<p>文書名</p>	<p>作成者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十七号並びに第十八号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第六号に掲げる業務</p>	

<p>(略)</p>	<p>掲げる業務を除く。)並びに同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)、第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

<p>(略)</p>	<p>を除く。)並びに同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)、第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲等）            第五十一条 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。            一、十三（略）            （削る）            十四（略）            二、四（略）            附則</p> <p>（業務の特例）            第四条の二 機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）附則第十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行う。この場合において、第六十三条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則第四条の二」とする。</p>	<p>（業務の範囲等）            第五十一条 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。            一、十三（略）            十四 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行うこと。            十五（略）            二、四（略）            附則</p> <p>（新設）</p>

改 正 案

現 行

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 192 331 658">退職手当審査会</td> <td data-bbox="331 192 422 658">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 658 331 1115">国家公務員退職手当法</td> <td data-bbox="331 658 422 1115">(略)</td> </tr> </table>	退職手当審査会	(略)	国家公務員退職手当法	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1115 331 1581">退職手当審査会</td> <td data-bbox="331 1115 422 1581">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1581 331 2024">国家公務員退職手当法</td> <td data-bbox="331 1581 422 2024">(略)</td> </tr> </table>	退職手当審査会	(略)	国家公務員退職手当法	(略)
退職手当審査会	(略)								
国家公務員退職手当法	(略)								
退職手当審査会	(略)								
国家公務員退職手当法	(略)								
<p>(所掌事務)  <b>第四条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。          一 五十四の五 (略)</p> <p>五十四の六 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務</p> <p>(設置)  <b>第三十七条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>(所掌事務)  <b>第四条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。          一 五十四の五 (略)</p> <p>(新設)  <b>第三十七条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>								

新技術等効果評価委員会	産業競争力強化法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会 設置法

附 則

(所掌事務の特例)

2 第二条 (略)

(削る)

- 3 | 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一〜三 (略)

2 第二条の二 (略)

- 2 | 前条第三項の規定にかかわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ(1)及び(2)並びにロ（イ(1)及び(2)に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

(新設)	(新設)
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会 設置法

附 則

(所掌事務の特例)

2 第二条 (略)

(略)

- 3 | 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第百二十五号）がその効力を有する間、同法第三十二条第一項に規定する事務をつかさどる。
- 4 | 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一〜三 (略)

2 第二条の二 (略)

- 2 | 前条第四項の規定にかかわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ(1)及び(2)並びにロ（イ(1)及び(2)に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

(審議会等の設置の特例)

第四条 (略)

(削る)

(審議会等の設置の特例)

第四条 (略)

2 生産性向上特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる革新的事業活動評価委員会は、本府に置く。

○国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三三号）（附則第二十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）          第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十二に規定する業務を行うことができる。</p>	<p>（業務の範囲）          第十一条（略）</p> <p>2（略）          （新設）</p>

改正案

（中小企業等経営強化法の特例） 第六十六条（略） 254（略） 5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第六十九条第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
第七十条第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
第七十一条第二項	（略）	（略）	（略）	（略）

現行

（中小企業等経営強化法の特例） 第六十六条（略） 254（略） 5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第六十三条第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
第六十四条第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
第六十四条第七項	（略）	（略）	（略）	（略）
第六十五条第二項	（略）	（略）	（略）	（略）



第七十二條 第二項	(略)	第七十六條 第一項
(略)	第七十一條(第五項 を除く。)	
(略)	第七十一條第二項(沖繩振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第七十一條第二項(沖繩振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

第六十六條 第二項	(略)	第七十條第一項
(略)	第六十五條	
(略)	第六十五條第二項(沖繩振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第六十五條第二項(沖繩振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

改 正 案		現 行	
第十四条第 一項	特定事業者は	第十四条第 一項	中小企業者及び組合 等は
	(略)		(略)
<p>（中小企業等経営強化法の特例）</p> <p>第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖繩においてその業種における経営革新（中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖繩の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖繩の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第一項第八号及び同条第二項第二号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖繩経営革新指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（中小企業等経営強化法の特例）</p> <p>第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖繩においてその業種における経営革新（中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖繩の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖繩の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第六項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖繩経営革新指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	

第十四条第二項第五号	(略)	第十五条第一項	(略)	(略)	特定事業者(第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。)	(略)	特定事業者が
							(略)
第二十二條第二項から第四項まで及び第二十三條第一項各号	(略)	特定事業者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)

第十四条第二項第五号	(略)	第十五条第一項	(略)	(略)	組合等	(略)	中小企業者及び組合等が
							(略)
第二十二條第一項から第三項まで及び第二十三條第一項各号	(略)	中小企業者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)

(略)	第七十条第二項		(略)	第二十四条第一項第一号及び第三号	
(略)	特定事業者	(略)	(略)	(略)	特定事業者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第七十条第二項		(略)	第二十四条第一項第一号及び第三号	
(略)	中小企業者	(略)	(略)	(略)	等 中小企業者及び組合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>	<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第十五項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（産業競争力強化法との関係）</p> <p>第六十一条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、再生支援対象事業者に対し、産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（預金保険機構等との協力等）</p> <p>第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>	<p>（産業競争力強化法との関係）</p> <p>第六十一条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、再生支援対象事業者に対し、産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（預金保険機構等との協力等）</p> <p>第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実に努めなければならない。</p>	<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第十五項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実に努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（産業競争力強化法との関係）</p> <p>第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第四十条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興機構」という。）との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（預金保険機構等との協力等）</p> <p>第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充</p>	<p>（産業競争力強化法との関係）</p> <p>第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第四十条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興機構」という。）との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（預金保険機構等との協力等）</p> <p>第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充</p>



実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければなら  
ない。

実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければなら  
ない。

改正案

現行

附則

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

2・3 (略)

附則

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二百二十五号）	第五十二条第三項	内閣府又は 又は省令	内閣府、復興庁又は 復興庁令 （告示を含む。）又は 省令

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第二十五項第二号</u>、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験の有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項におい</u></p>	<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第二十四項第二号</u>、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験の有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項におい</u></p>

て「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2  
29  
(略)

て「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2  
29  
(略)

改正案	現行
<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第二十九項第二号</u>、<u>第四号及び第六号に掲げる者</u>をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験の有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第二条第一項に規定する職員</u>（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項におい</p>	<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第二十五項第二号</u>、<u>第四号及び第六号に掲げる者</u>をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験の有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第二条第一項に規定する職員</u>（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項におい</p>

て「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2  
29  
(略)

て「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2  
29  
(略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）</p> <p>第五十三条 施行日前に受けた旧租税特別措置法第五十五条の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する投資事業有限責任組合（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結している法人が施行日以後に終了する各事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第五十五条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、<u>同条第一項中「第二条第六項」とあるのは「第二条第七項」と、「第二条第五項」とあるのは「第二条第六項」と、同条第二項中「第六十八条の四十三の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第七項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十三の二第一項」と、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第七項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第七項」と、同条第九項中「第六十八条の四十三の二第九項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第九項」とする。</u></p>	<p>附則</p> <p>（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）</p> <p>第五十三条 施行日前に受けた旧租税特別措置法第五十五条の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する投資事業有限責任組合（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結している法人が施行日以後に終了する各事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第五十五条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の四十三の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第七項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十三の二第一項」と、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第七項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第九項」とする。</p>

(連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置)

第七十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する投資事業有限責任組合(以下この条において「投資事業有限責任組合」という。)に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているものが施行日以後に終了する各連結事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第二条第六項」とあるのは「第二条第七項」と、「第二条第五項」とあるのは「第二条第六項」と、同条第二項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(第八項及び第十項において「旧効力措置法」という。)

第五十五条の二第一項」と、同条第八項中「第五十五条の二第六項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第六項」と、同条第十項中「第五十五条の二第八項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第八項」とする。

(連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置)

第七十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する投資事業有限責任組合(以下この条において「投資事業有限責任組合」という。)に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているものが施行日以後に終了する各連結事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(第八項及び第十項において「旧効力措置法」という。)

第五十五条の二第一項」と、同条第八項中「第五十五条の二第六項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第六項」と、同条第十項中「第五十五条の二第八項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第八項」とする。